災害対応車両検索システム
D-TRACEマニュアル
（自治体以外の方向け）

令和8年11月2日版（ver.3.00）

防災庁

© National Disaster Management Agency

目次（自治体以外の方：災害対応車両の所有者）

- 登録申請前の確認
- 登録申請フォームへのアクセス方法（自治体以外の方）
- 仮アカウント登録（はじめてD-TRACEを利用する方）
- 災害対応車両の登録申請
  - 車両の所有者情報
  - 車両の情報
  - 「避難所」用途の情報
  - 「住まい」用途の情報
  - 「食事」用途の情報
  - 「トイレ」用途の情報
  - 「洗濯」用途の情報
  - 「入浴」用途の情報
  - 下書き（途中保存）・完了
- 災害対応車両の複数台一括登録機能
  - CSV一括登録支援ツール
- 登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の所有者情報）
- 登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の情報）
- 登録通知書のダウンロード（車両の登録通知書）
- 定期確認
  - 所有者の情報
  - 車両の情報
- 5年更新
  - 所有者の情報
  - 車両の情報
- 変更の届出（車両の所有者情報）
- 変更の届出（車両の情報）
- 届出の審査に伴う修正依頼の対応（車両の所有者情報）
- 廃止の届出（車両の情報）
- 自治体からの問い合わせ対応方法

登録申請前の確認事項

登録申請前の確認

防災庁

- はじめて登録申請をされる方は、申請前に、災害対応車両登録制度の特設HP内の「登録基準について」及び「よくあるご質問」をご一読ください（https://pr.d-trace.go.jp/）

- 登録できる災害対応車両は、発災時に「避難所・住まい・食事・トイレ・洗濯・入浴」を提供する用途に供されるもので、それぞれに要件を満たすことが必須となっている「登録基準」が設けられております。

- 「よくある質問」は本制度をご理解いただくために重要な内容です。





登録申請フォームへのアクセス方法
（自治体以外の方）

登録申請フォームへのアクセス方法

防災庁

- はじめて災害対応車両（災害対応車両調整法人）の登録申請を行う場合は、特設HP右上又はトップ画面中央の「新たに登録される方はこちら」をクリックし、仮アカウント登録を行う。

- アカウント取得済み（仮アカウント登録済みを含む）の場合は「既にアカウントをお持ちの方はこちら（ログイン）」をクリックする。



仮アカウント登録
（はじめてD-TRACEを利用する方）
（自治体以外の方）

仮アカウント登録①

防災庁

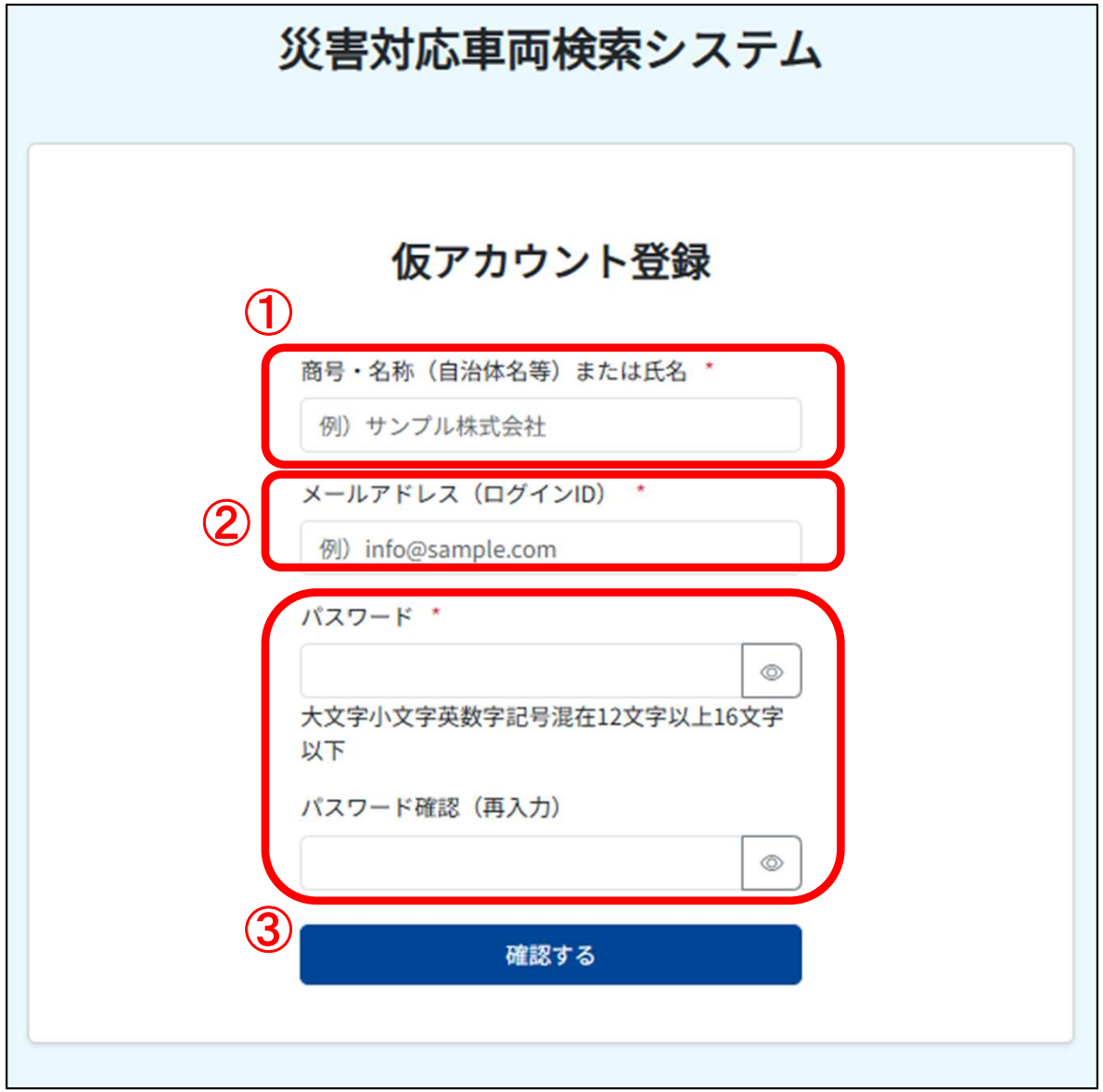

- はじめにD-TRACEへログインを行うための「仮アカウント登録」を行います。情報を順次入力してください。
- 個人の場合は、①に「個人名」を入力ください。
- ②に入力いただく「メールアドレス」は、本アカウントのログインIDで利用します。
- ③に入力いただく「パスワード」は、本アカウントのパスワードで利用します。
- 「メールアドレス」と「パスワード」は忘れることがないように、控えを取っておくよう、お願いします。

仮アカウント登録②





- 入力した内容を確認し、間違いがなければ「送信する」をクリックしてください。
- 送信完了画面が表示されたら、引き続き「ログインして開始」をクリックして、ログイン画面に進みます。
- 「メールアドレス」と「パスワード」は忘れることがないように、控えを取っておくよう、お願いします。

仮アカウント登録③

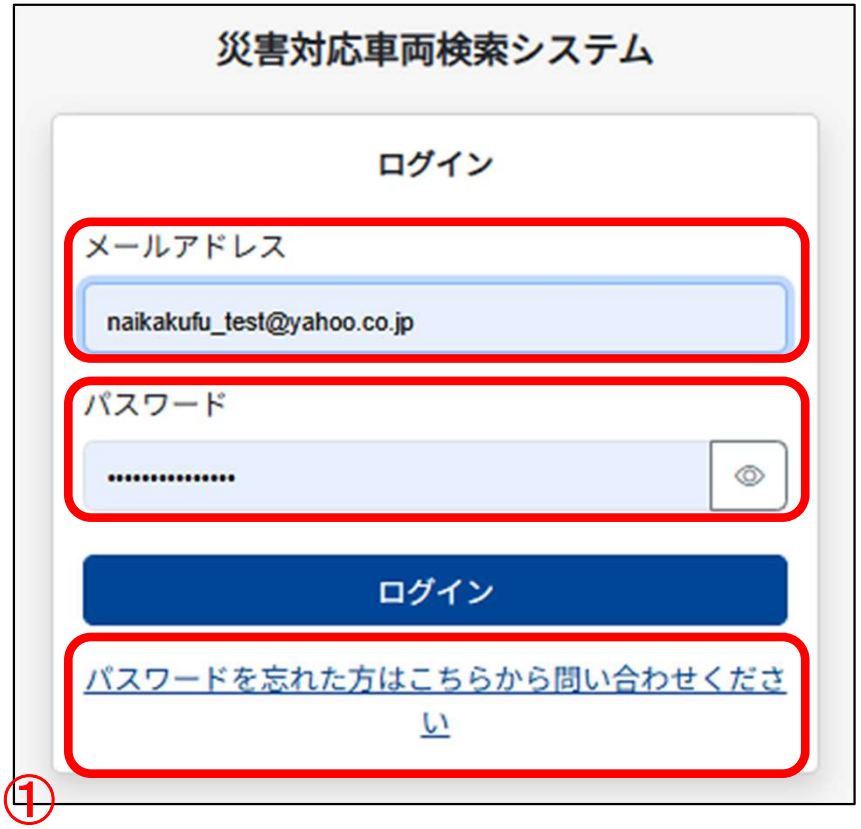

- メールアドレスは仮登録で入力した「メールアドレス（ログインID）」を入力してください。
- パスワードは仮登録で入力した「パスワード」を入力してください。
- メールアドレス及びパスワードを入力後、ログインを行います。
- メールアドレスやパスワードを失念した場合は、①から内閣府へお問い合わせください。

災害対応車両の登録申請
（車両の所有者情報）

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）①

防災庁

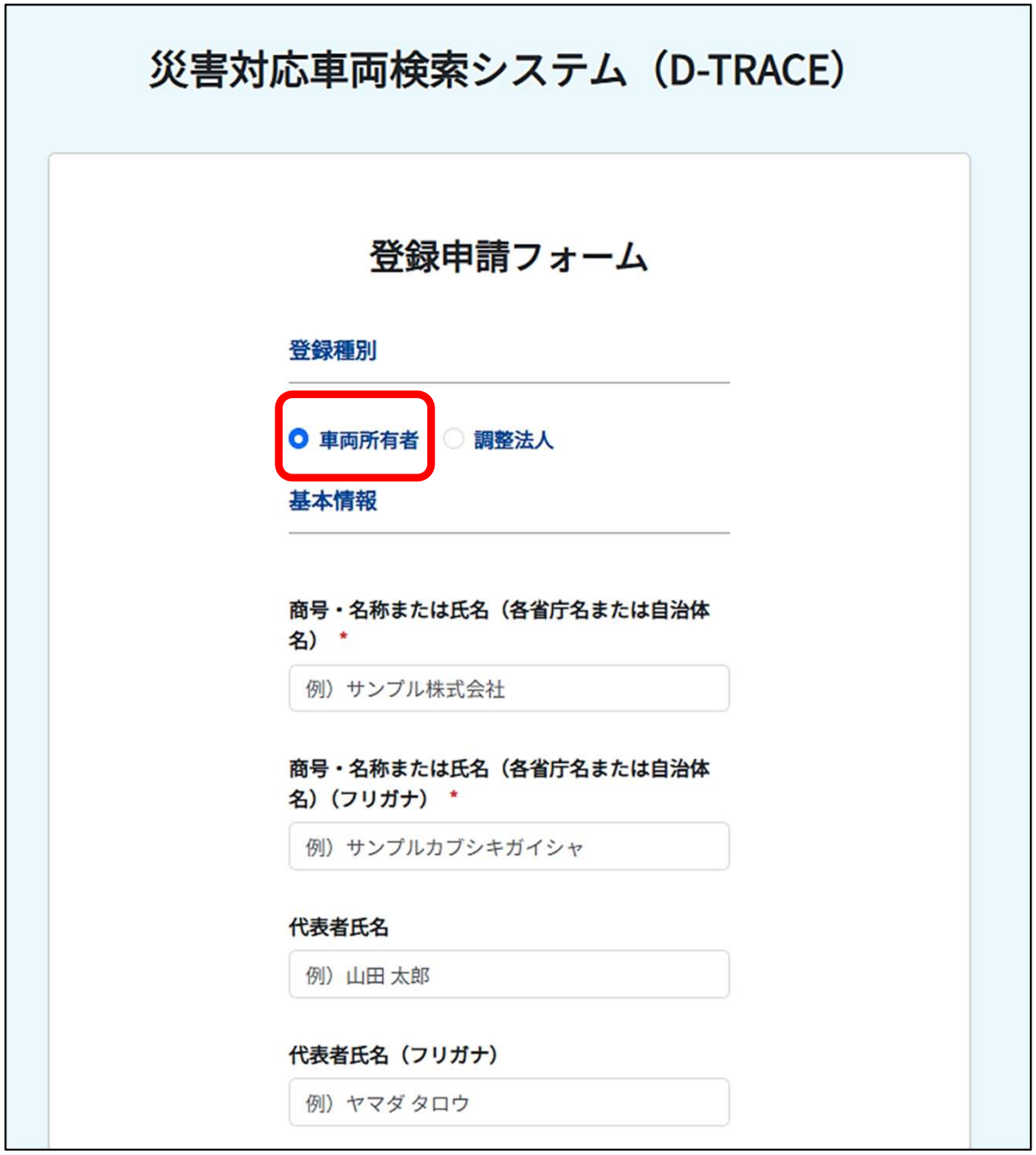

- 災害対応車両（以下「車両」といいます。）を登録する場合は、「車両所有者」を選択してください。

- 選択後、まずは「車両の所有者情報」の入力を行います。

- 自治体の方は自動的に車両所有者が選択されます。

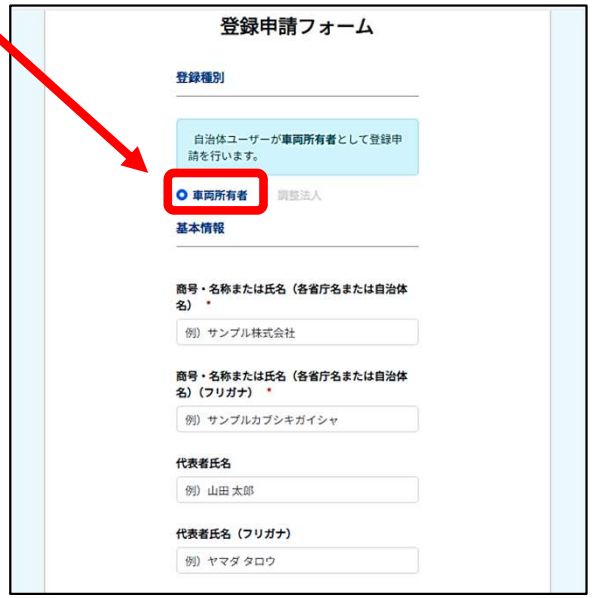

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）②

防災庁



- 車両の所有者に関する情報を順次入力してください。

- 車両の所有者が個人以外（企業等）の場合は、順次、入力項目に従って入力ください。

- 車両の所有者が個人の場合は、
  ①商号・名称または氏名（必須項目）は、「商号（店舗名）か 氏名」
  ②代表者役職は、「役職名 か 空欄」
  ③代表者氏名は、「氏名」
  を、入力ください。

※審査完了後に発行される「登録通知書」は、ここに記載された①②③の情報で作成いたしますので、入力間違いのないようにお願いします。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）③



- 「法人ID」は、国税庁の法人番号制度による「法人番号：13桁」を入力してください。法人番号をお持ちでない方（自治体や個人等）は入力不要です。
- 法人の方で、専用のwebホームページをお持ちの方は「ホームページURL」にURLを入力ください。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）④

防災庁



- 「法人資料登録」は、必須ではありません。
- 企業等のパンフレットをお持ちの場合は、アップロード願います。
- これらの資料は、データベース上では表示されません。申請内容を審査する際に確認します。
- 「次へ（担当者情報入力）」をクリックし、引き続き入力を行います。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）⑤

防災庁



- 引き続き、担当者の情報入力を行います。
- 「担当者情報」は、自治体からの問い合わせ等に対応する担当者の情報をご記入ください。
- 「担当者氏名」、「電話番号」、「メールアドレス」は、自治体や内閣府、審査団体からの各種問い合わせの連絡先となります。
- このため、特に「電話番号」及び「メールアドレス」は、確実に連絡が取れるものを入力してください。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）⑥

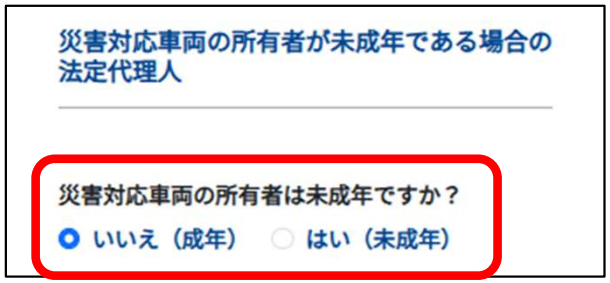



- 「災害対応車両の所有者が未成年である場合の法定代理人」に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」を選択してください。
- 「はい」を選択した場合、詳細の入力欄が表示されます。
- 内容をご確認いただき、入力してください。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）⑦

防災庁

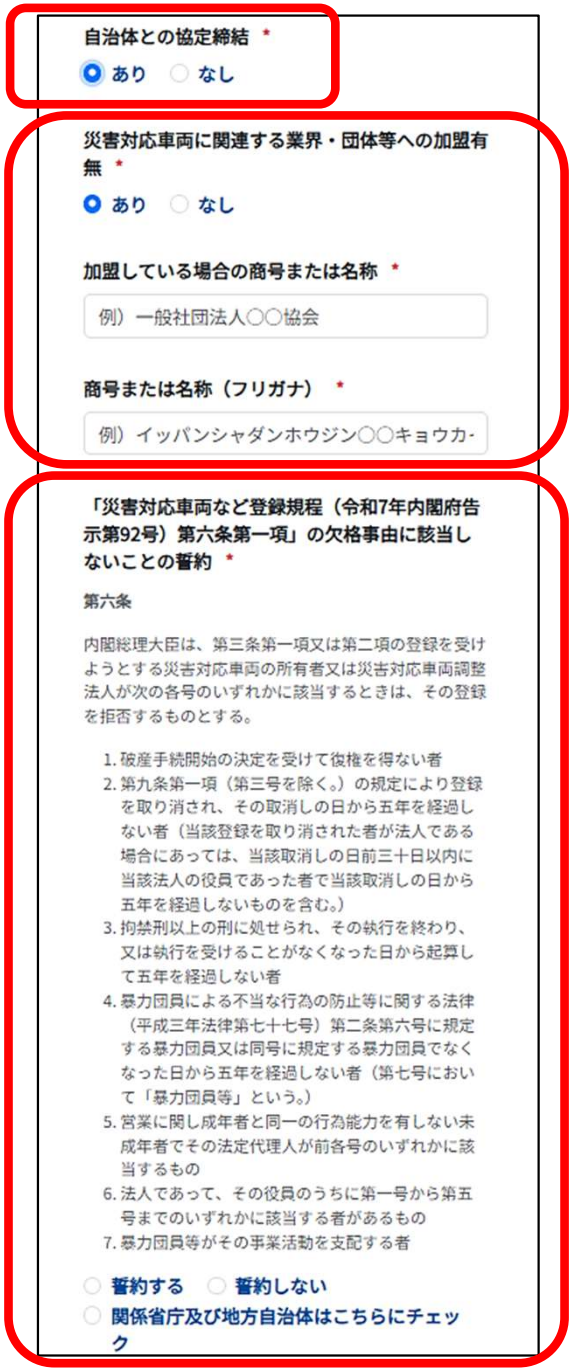

- 「自治体との協定締結」は、自治体と災害時の連携協定等を締結している場合には、「あり」を選択してください。（下記記載の加盟している団体が協定を締結している場合も「あり」を選択してください。）

- 「災害対応車両に関する業界・団体等への加盟有無」は、個々の事業者が加盟する、いわゆる業界団体への加盟の有無について選択してください。また、加盟している場合は団体名を入力してください。

- 「欠格事由に該当しないことの誓約」は、記載されている内容をよくご確認いただき、チェックをお願いします。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）⑧

防災庁

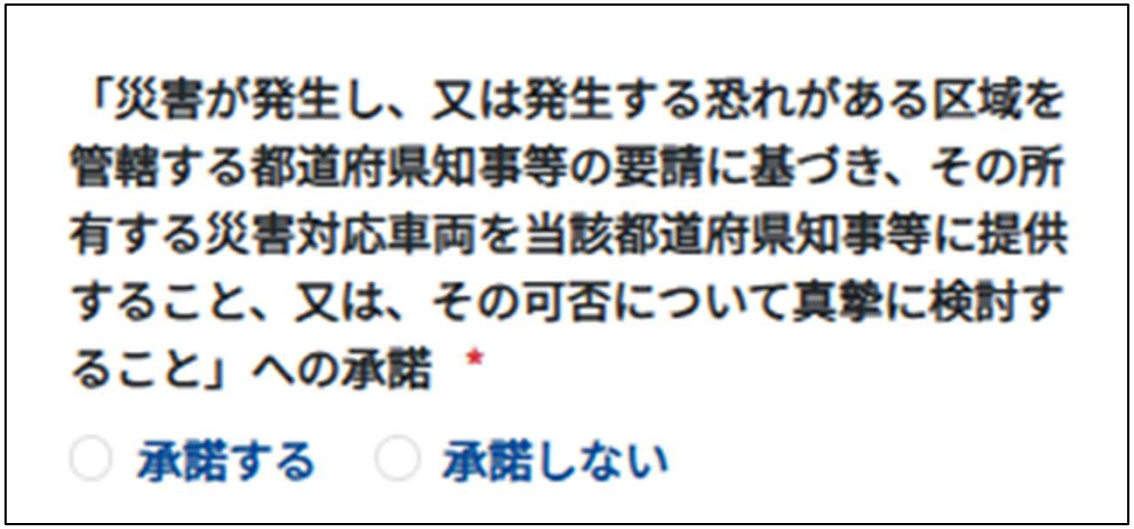

- 左記の条件を承諾いただくことが、本制度による登録を申請する際の条件となりますので、承諾いただける場合は、「承諾する」にチェックを入れてください。
- 承諾されない場合は、登録ができません。ご注意ください。

○災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）（抄）

第4条第3項
　前条第一項の登録を受けようとする者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある区域を管轄する都道府県知事等の要請に基づき、その所有する災害対応車両を当該都道府県知事等に提供すること、又は、その可否について真摯に検討することを条件として申請するものとする。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）⑨

防災庁



- 「その他追加申告欄」は、自由に入力していただけます。特記事項やアピールポイントなどあれば、ご自由に入力ください。
- 入力をすべて完了したら、「確認する」をクリックしてください。
- 入力内容確認画面にて、内容に間違いがないことを確認してください。

災害対応車両の登録申請（車両の所有者情報）⑩

防災庁

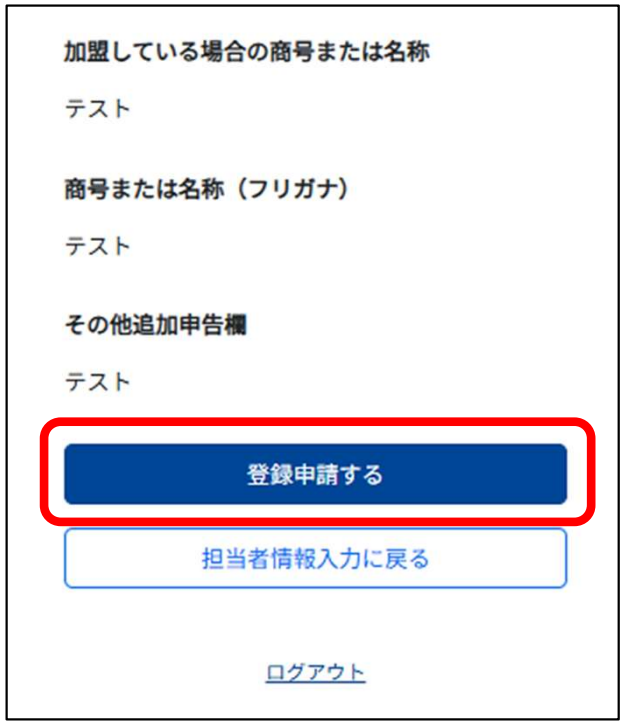

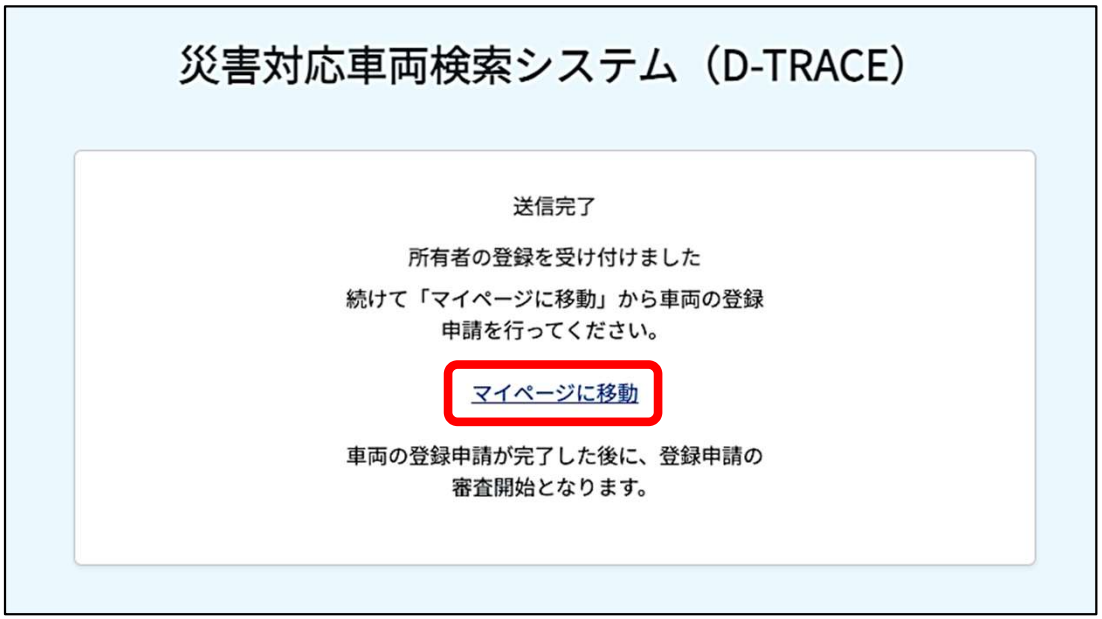

- 内容に間違いがない場合、「登録申請する」をクリックしてください。
- 所有者情報の入力完了画面に移行します。
- 続いて、所有している車両の登録申請を行う必要があります。
- 「マイページに移動」をクリックして、マイページへ移動します。

災害対応車両の登録申請
（車両の情報）

災害対応車両の登録申請（車両の情報）①

防災庁

□ 車両の登録を行うには、マイページの画面から、「登録車両一覧」をクリックしてください。



□ 次に、登録車両一覧の画面から、「＋新規車両を追加」をクリックしてください。



災害対応車両の登録申請（車両の情報）②



- 「現在のステータス」は、現在の車両の状況について
  - 「問合せ可能」
  - 「問合せ受付中」
  - 「問合せ対応不可」
  - 「災害対応中」

  から該当するものを選択してください。
  なお、「問合せ受付中」とは自治体から問い合わせがあり、問合せ内容の確認中とのことです。

- 「災害時に支援可能な用途」は、登録する車両が、災害時にどのような用途で活用可能かを選択してください。

※　複数の用途の登録基準に適合する場合は重複選択も可能です。
例）「避難所」と「住まい」で利用可能等

災害対応車両の登録申請（車両の情報）③



- 「車両画像の添付」は、登録する車両について、「外観・内観」の画像の添付を行ってください。
- 添付する画像は、地方自治体等が閲覧するページに掲載され、公表されます。車検証や営業許可証等の個人情報が特定されるような書類の添付はしないようご注意ください。
- 添付する画像は、地方自治体が、問い合わせを行う先を選定する上での参考となります。添付する画像は、見やすく、わかりやすいものを選別して、添付をお願いします。
  なお、1枚目に登録をされた画像がサムネイルとして表示されます。

災害対応車両の登録申請（車両の情報）④

防災庁



- 「車両資料の添付」で登録した資料は、地方自治体等が閲覧するページで公表されません。審査において添付された車両の資料を確認します。なお、審査を行う過程で、追加で資料の提供を依頼する可能性がありますので、あらかじめ、ご了承ください。

- 添付する車両資料の一例は下記となります。
  - 車の車検証（車両ナンバー、初度登録年月、車検満了日等の確認に利用します）
  - 車両の図面（車両内の間取り等が分かるもの）
  - 車両の仕様書（車両の仕様が書いてあり、審査に必要と思われる場合）
  - 車両のパンフレット（図面や仕様書の代わりになる場合）
  - 車両の取扱説明書（図面や仕様書の代わりになる場合）
  - 車両の写真（図面や仕様書の代わりとなる場合）

- 添付が必要となる資料については、「【注意事項】」をよくご確認いただき、申請をお願いします。

災害対応車両の登録申請（車両の情報）⑤

防災庁



- 「レンタル価格/期間」は、レンタル価格を、レンタル期間の単位（日、月、年）に応じて入力してください。（キッチンカー等において、食事を提供する場合は、「0」円と入力し、メニュー欄に1食単価をご記入ください。）

- 「規格」は、車検証などを参照し車両のサイズ（mm単位）と総重量（kg単位）で入力ください。

- 「車検満了日」は、車検証を取得している場合は、「あり」を選択し、車検が満了する年月日を入力してください。ムービングハウスやコンテナハウス等、車検証がない場合には、「なし」を選択し、「車検満了日（日付）」は空欄としてください。

災害対応車両の登録申請（車両の情報）⑥

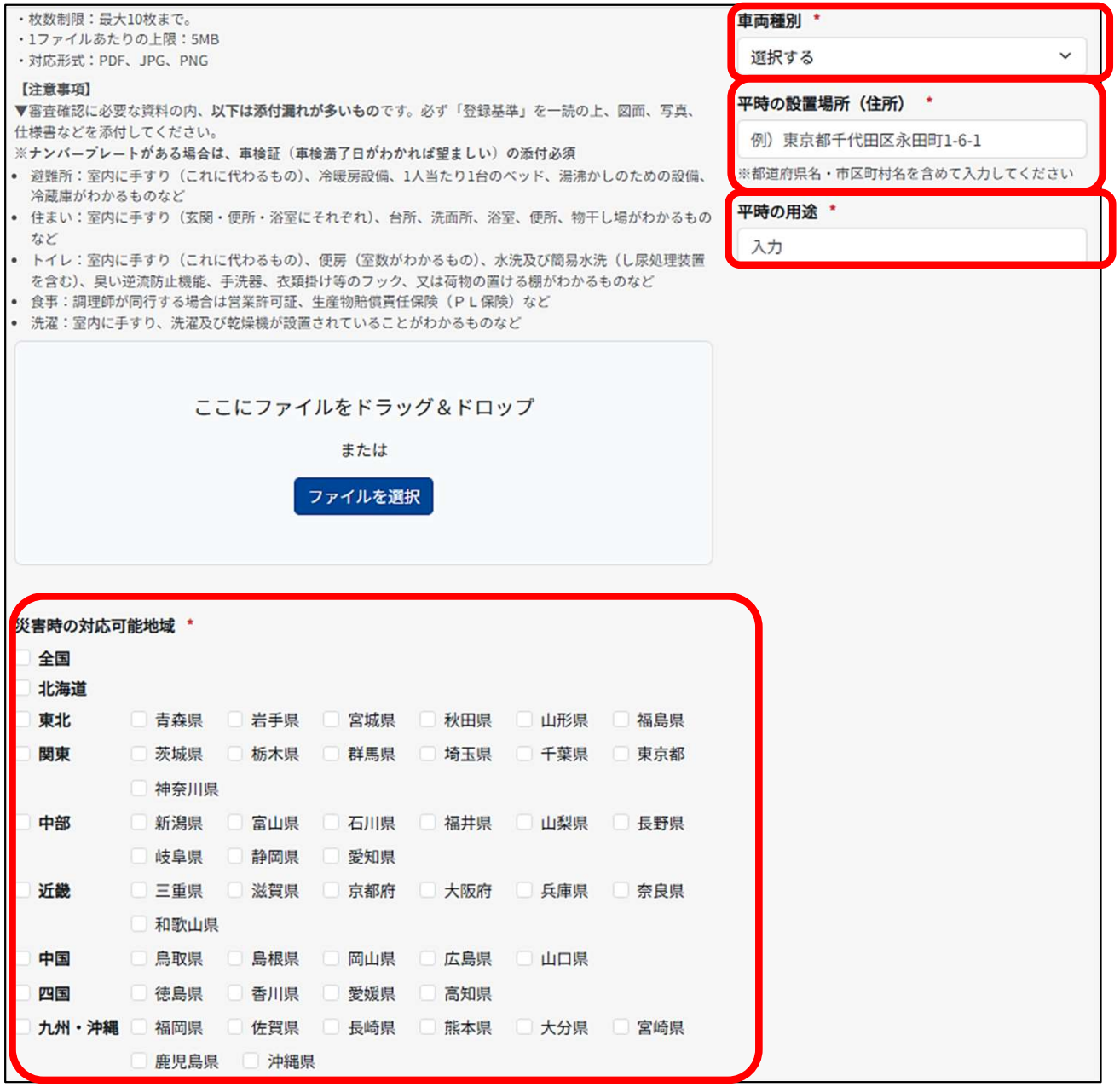

- 「車両種別」は、該当する種別を選択してください。
- 「平時の設置場所（住所）」は、平時利用の際に設置している住所（現在設置または保管している住所）を**都道府県名・市区町村名を含めて入力してください。**
- 「平時の用途」は、平時利用の際に活用している用途を入力してください。
- 「災害時の対応可能地域」は、車両の提供（支援）が可能な地域を選択してください。なお、**積雪寒冷地への提供（支援）に際しては、スノータイヤの有無等、冬期間の支援依頼の対応も考慮した上で選択してください。**

災害対応車両の登録申請（車両の情報）⑦

防災庁



- 「車検証記載の初度登録年月」は、車検証を取得している場合は車検証記載の年月を、車検証がない場合は製造会社等が発行している仕様書等を基に製造年月を、それぞれ入力してください。
- 「道路運送車両法の基準緩和の要否」は、道路を走行する上で緩和を受ける必要がある場合は「必要」を選択してください。
- 「車両自賠責保険以外の任意保険等の加入の有無」は、該当する場合は「あり」を選択のうえ、「任意保険名称」を入力してください。

災害対応車両の登録申請（車両の情報）⑧



- 「追加申告欄」は、特記すべき事項や車両のアピールポイント等を自由に入力してください。

- 「車両ナンバー又は製造番号」は、**車検証を取得している場合は「車両ナンバー」を入力**してください。ムービングハウスやコンテナハウス等、**車検証がない場合は製造会社等が発行している仕様書等を基に「製造番号」を入力**してください。
  車両ナンバー又は製造番号は、**数字は半角、文字と数字の間にスペースは入れずに入力**してください。

- 「災害時の活動実績の有無」は、災害支援の実績の有無を選択してください。活動実績が「ある」場合は、過去の活動実績の詳細を自由に入力してください。

例）能登半島地震において、キッチンカーを配車調整し、合計14万食分を提供した。等

災害対応車両の登録申請
（「避難所」用途の情報）

災害対応車両の登録申請（用途別情報：避難所）登録基準・自己申告事項

防災庁

□「登録基準」に記載の各項目は、登録に必須の項目です。申請する車両が各用途の基準を満たしているか、登録申請の前に、必ずご確認ください。

登録基準	○ 一定期間避難する場所としての環境が確保されており、宿泊の用途で利用が可能であること。 ○ 1人当たり1台のベッドが設けられていること。（常時備え付け） ○ 冷暖房設備が設けられていること。（常時備え付け） ○ 湯沸かしのための設備が設けられていること。（常時備え付け） ○ 冷蔵庫が設けられていること。（常時備え付け） ○ 照明が設けられていること。（常時備え付け） ○ 換気設備が設けられていること。（常時備え付け） ○ 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること（ただし、災害対応車両の構造上、やむを得ずこれらに適合しない場合は、この限りでない。）。 【確認手法】 上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真で確認する。
自己申告事項	○ 面積（㎡）と利用可能人数（人） ○ トイレの有無及び仕様（し尿処理装置の有無並びにし尿処理方法） ○ 入浴設備の有無及び仕様（シャワーユニット/ユニットバス/その他） ○ キッチン設備の有無 ○ テレビの有無 ○ 電子レンジの有無 ○ ペットの受入れの可否 ○ 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値） ○ 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配1/12以下）の設置が可能である等） ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄（自由記入） 【確認手法】 上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認する。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：避難所）①



- 「面積」は、自走式車両（キャンピングカー等）の場合、運転席及び助手席部分を含めない形で入力してください。

- 「生活可能人数」は、登録基準の「1人当たり1台のベッドが必要」の項目の確認に用いますので、ご注意ください。

例） 生活可能人数が3人に対してベッド数が2台の場合は、ベッド数不足のため、基準を満たさないこととなります。

- 「トイレの有無」が「あり」の場合は、「し尿処理装置の有無及びし尿処理方法」を入力してください。

- 「し尿処理装置」とは、循環型やバイオトイレ等を指します。

- 「キッチン設備」は、流し台及びコンロの有無について選択してください。なお、コンロはポータブルタイプの仕様も可能です。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：避難所）②



- 「テレビ」は、テレビ本体の設置の有無を選択してください。なお、テレビ端子のみ設置されている場合は該当しません。
- 「ペットの受け入れ」は、ペットの受け入れが可能か選択してください。例としては、犬、猫、小鳥などを想定しています。受け入れ可能な範囲について特段の事情があるときはご相談ください。
- 「寒冷地対応」は、寒冷地への移動や寒冷地での活動が可能か選択してください。なお、活動可能な場合は、「詳細」にスノータイヤの所持の有無や給排水の凍結防止対策の有無等を入力してください。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：避難所）③



- 「車両の管理に必要な人員」は、車両を一定期間使用する上で、車両管理に専門的な知識を持った人員が必要となるか否かを選択してください。
- 専門的なメンテナンスが定期的に必要となるなどの場合には、「管理内容」において、その内容を入力してください。
- 「その他の追加申告欄」は、特記すべき事項や車両のアピールポイント等を自由に入力してください。

災害対応車両の登録申請
（「住まい」用途の入力）

災害対応車両の登録申請（用途別情報：住まい）登録基準・自己申告事項

防災庁

□「登録基準」に記載の各項目は、登録に必須の項目です。申請する車両が各用途の基準を満たしているか、登録申請の前に、必ずご確認ください。

登録基準

※以下は、能登半島地震の被災者向け応急仮設住宅と同様の仕様

(*) 世帯人数に応じて、より広い面積が必要となる場合もあるが、登録の時点では実際の収容人数が不明であるため、最低限の床面積（6坪）をクリアしているか否かを確認する

○ 広さが20㎡以上であること(*)。
○ 台所、洗面所、浴室（浴槽及びシャワー設備）、便所及び物干し場（屋内及び屋外を問わない）が設けられていること。
○ 浴室、台所、洗面所に給湯設備が設けられているほか、浴室には追い炊き機能及びシャワーフックが設けられていること（ただし、追い炊き機能については、建物の断熱性が高い（UA値=0.46W/㎡・K以下）等の場合には、設置を要しない。）。
○ 台所にIHクッキングヒーター又はガスレンジが設けられているほか、水洗便所に暖房便座が設けられていること。
○ 台所、便所、浴室に換気設備が設けられていること。
○ テレビ受信用アンテナとエアコン一台が設けられていること。
○ 物干金物（屋内及び屋外を問わない）、ポーチが設けられていること。
○ 室内に洗濯機置き場が設けられていること。
○ 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、玄関、便所、浴室等には手すりが設けられていること。

【確認手法】上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認する

自己申告事項

○ 階数（階）
○ 面積（利用可能世帯数）
○ 雨どいの有無及び取り付け可否
○ 積雪寒冷地の積雪耐荷重（cm）
○ 断熱数値（UA値）（W/㎡・K）　※断熱性能等級4相当（UA値=0.46W/㎡・K以下）の断熱性能が確保されていることが望ましい
○ 温水洗浄便座の有無
○ 掃き出し窓の有無
○ 濡れ縁の有無
○ 車いす対応の可否（室内段差なし、各間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配1/12以下）の設置が可能である等）
○ 追加申告欄（自由記入）

【確認手法】上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認する

災害対応車両の登録申請（用途別情報：住まい）①



- 「階数」は、平屋建てか2階建てのうち該当するものを選択してください。ロフトは2階部分に該当しませんので、ロフト付きの場合は「平屋建て」を選択してください。
- 「対応可能戸数」は、車両の面積及び、当該の登録申請車両にて対応可能な戸数を入力ください。
- 「UA値」を入力する場合は根拠資料として、計算結果などが分かる資料（結果のみで可）のアップロードをお願いします。
- 「積雪寒冷地の積雪耐荷重」を入力する場合は根拠資料として、計算結果などが分かる資料（結果のみで可）のアップロードをお願いします。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：住まい）②

防災庁



- 「雨どいの取り付け可否」は、提供（支援）後に現地で取り付けが可能であるか、選択してください。
- 「その他の追加申告欄」は、特記すべき事項や車両のアピールポイント等を自由に入力してください。

災害対応車両の登録申請
（「食事」用途の入力）

災害対応車両の登録申請（用途別情報：食事）登録基準・自己申告事項

防災庁

□「登録基準」に記載の各項目は、登録に必須の項目です。申請する車両が各用途の基準を満たしているか、登録申請の前に、必ずご確認ください。

登録基準	○ 温冷環境に配慮して食事を提供するための環境が整備されていること（季節に適した食事提供ができること）。 ○ 1以上の都道府県、保健所設置市又は特別区の営業許可を受けていること（災害対応車両と調理をする者が併せて提供される場合に限る。）。 ○ 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること（災害対応車両と調理をする者が併せて提供される場合に限る。）。
	【確認手法】上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、保険証書、各種認定書等で確認する
自己申告事項	○ 災害対応車両のみ（調理をする者を除く）を提供することの可否 ○ 提供可能な食数（合計数） ○ 提供可能なメニュー（メニュー全て） ○ 車両における食品ストックの可否 ○ 調理熱源エネルギーの別（自動車燃料/LPガスボンベ/発電機/ポータブル電源/太陽光パネル/その他） ○ 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無等） ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄（自由記入：搭載している調理機器や設備等）
	【確認手法】上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認する

災害対応車両の登録申請（用途別情報：食事）①



- 「災害対応車両のみを提供することの可否」は、支援時に災害対応車両のみ提供する場合は「可（車両のみ）」、車両のみの提供は行わず必ず調理人とセットで支援を行う場合は「不可（調理人同行）」、どちらでも対応可能な場合は「可（車両のみ及び調理人同行）」を選択してください。

- 「車両の管理に必要な人員」は、車両を一定期間使用する上で、車両管理に専門的な知識を持った人員が必要となるか否かを選択してください。

- 専門的なメンテナンスが定期的に必要となるなどの場合には、「管理内容」において、その内容を入力してください。

- 「提供可能な食数」は、提供可能な最大食数を入力してください。

- 「提供可能なメニュー及びサービスに係る対価」は、支援時に提供可能なすべてのメニューとその対価について入力してください。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：食事）②



- 「寒冷地対応」は、寒冷地への移動や寒冷地での活動が可能か選択してください。なお、活動可能な場合は、「詳細」にスノータイヤの所持の有無や給排水の凍結防止対策の有無等を入力してください。
- 「その他の追加申告欄」は、特記すべき事項や車両のアピールポイント等を自由に入力してください。

災害対応車両の登録申請
（「トイレ」用途の入力）

災害対応車両の登録申請（用途別情報：トイレ）登録基準・自己申告事項

防災庁

□「登録基準」に記載の各項目は、登録に必須の項目です。申請する車両が各用途の基準を満たしているか、登録申請の前に、必ずご確認ください。

登録基準	○ 便房が2以上設けられていること（ただし、バリアフリートイレの場合はこの限りでない。）。 ○ 「快適トイレ」標準仕様の11項目（以下）に適合していること。 ※⑦、⑧、⑨、⑩（鏡）、⑪は、車両派遣時に適合させる形でも可とする ①洋式（洋風）便座　②水洗及び簡易水洗（し尿処理装置を含む） ③臭い逆流防止機能 ④容易に開かない施錠機能 ⑤照明設備　⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重5kg以上） ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示（バリアフリートイレの場合はその旨の表示） ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）　⑩鏡と手洗器　⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品 ○ 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。 【確認手法】上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種認定書等で確認する
自己申告事項	○ 「快適トイレ」推奨仕様の6項目（以下）への適合有無 ⑫便房内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）　⑬擬音装置（機能を含む）　⑭着替え台　⑮臭気対策機能の多重化 ⑯室内温度の調整が可能な設備　⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） ○ 快適トイレ標準仕様⑦、⑧、⑨、⑩（鏡）、⑪に関し、車両派遣時に適合させる意思を有する場合は、その旨及びその対応方法 ○ 地面からトイレ室までの高さ ○ 個室の数（男女別数） ○ 女性用トイレ以外におけるサニタリーボックス設置の有無 ○ オストメイト対応の可否 ○ 小便器及び大便器の台数 ○ 温水洗浄機能の有無 ○ 外部電源の必要有無及び必要電気容量 ○ し尿処理装置の有無及びし尿処理方法 ○ し尿貯留タンク容量（リットル） ○ 給水タンク容量（リットル）及び必要洗浄水量（リットル/回） ○ 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値/暖房便座機能） ○ 車いす対応の可否（室内段差なし、間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープの設置（勾配1/12以下）が可能である等） ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄（自由記入：ISO19026への適合状況、床面から便座までの高さ等） 【確認手法】上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）及び写真、各種認定書等で確認する

災害対応車両の登録申請（用途別情報：トイレ）参考：快適トイレのイメージ

防災庁

□ 快適トイレの基準は下記となります。

快適トイレの標準仕様イメージ

国土交通省

1. 快適トイレに求める機能

①洋式（洋風）便器
②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
③臭い逆流防止機能
④容易に開かない施錠機能
⑤照明設備
⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
⑩鏡と手洗器
⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

最低基準として設定 ←

⑦・⑧・⑨・⑩（鏡）・⑪は、車両派遣時に適合させる形で可

3. 推奨する仕様、付属品

⑫便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
⑬擬音装置（機能を含む）
⑭着替え台
⑮臭気対策機能の多重化
⑯室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

＜イメージ図＞

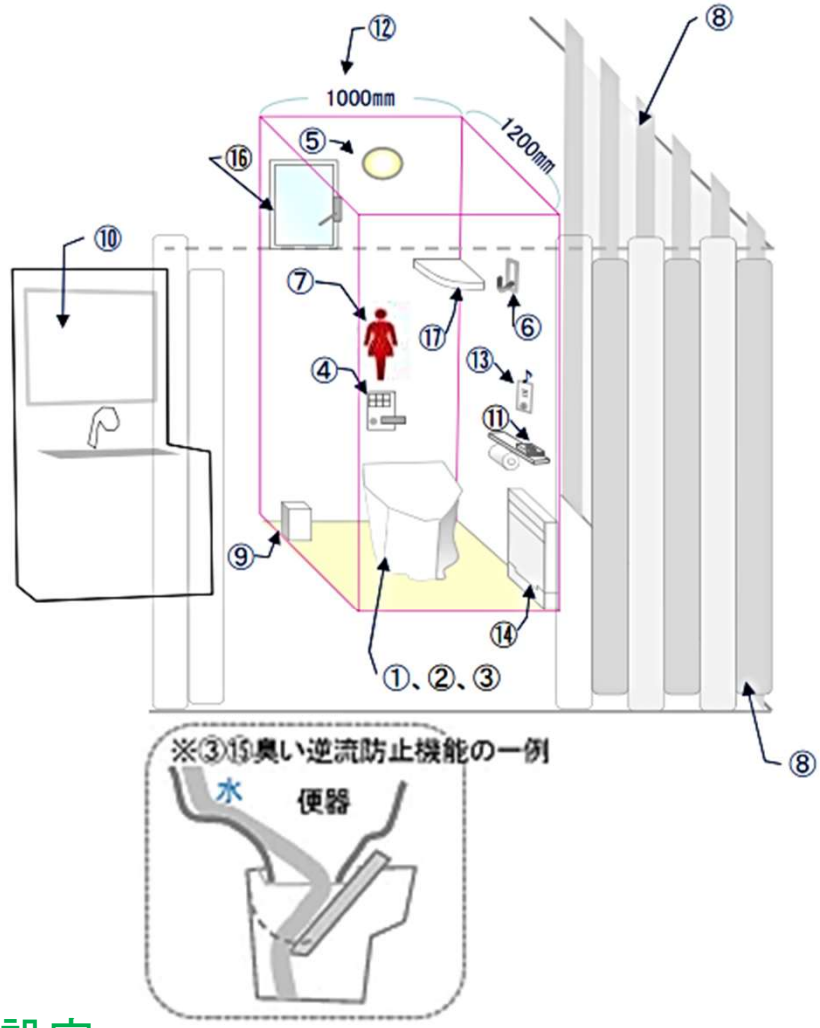

出典：国土交通省HP

→ 自己申告事項として設定

災害対応車両の登録申請（用途別情報：トイレ）①

防災庁



- 「快適トイレ標準仕様⑦⑧⑨⑩（鏡）⑪を、災害支援時に適合させる意思の有無」及び「災害支援時に適合させる方法」は、例えば「⑪は支援時に現地で設置して適合させる」など、基準に適合させるための方法等を入力してください。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：トイレ）②



- 「外部電源の必要有無及び必要電気容量」は、外部からの電源供給の要否について選択してください。また、必要な場合は「詳細」に必要となる電気容量を入力してください。
- 「し尿処理装置」とは、循環型やバイオトイレ等を指します。
- 「地面からトイレ室までの高さ」は、およその高さでも構いませんので、cm単位で入力ください。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：トイレ）③



- 「寒冷地対応」は、寒冷地への移動や寒冷地での活動が可能か選択してください。なお、活動可能な場合は、「詳細」にスノータイヤの所持の有無や給排水の凍結防止対策の有無等を入力してください。
- 「車両の管理に必要な人員」は、車両を一定期間使用する上で、車両管理に専門的な知識を持った人員が必要となるか否かを選択してください。
- 専門的なメンテナンスが定期的に必要となるなどの場合には、「管理内容」において、その内容を入力してください。
- 「その他の追加申告欄」は、特記すべき事項や車両のアピールポイント等を自由に入力してください。

災害対応車両の登録申請
（「洗濯」用途の入力）

災害対応車両の登録申請（用途別情報：洗濯）登録基準・自己申告事項

防災庁

□「登録基準」に記載の各項目は、登録に必須の項目です。申請する車両が各用途の基準を満たしているか、登録申請の前に、必ずご確認ください。

登録基準	○ 洗濯及び乾燥が可能な環境が整備されていること。 ○ 洗濯及び乾燥機（家庭用含む）が3セット以上設置されていること。 ○ 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。 【確認手法】上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種許可書等で確認する
自己申告事項	○ 洗濯機の設置台数と容量（台数とkg） ○ 乾燥機の設置台数と容量（台数とkg） ○ 洗濯物のたたみスペースの有無 ○ 待合スペースの有無 ○ 洗剤及び柔軟剤の自動投入機能の有無 ○ 熱源供給エネルギーの別（発電機/ポータブル電源/LPガスボンベ/太陽光パネル/その他） ○ 乾燥機の熱源（電気/ガス） ○ 排水ランドリートラップの有無 ○ 冷暖房設備の有無 ○ 監視カメラの有無 ○ 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値） ○ 車いす対応の可否（室内段差なし、間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配1/12以下）の設置が可能である等） ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄（自由記入：洗剤及び柔軟剤の種類が自然由来のものである旨　等） 【確認手法】 上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種許可書等で確認する

災害対応車両の登録申請（用途別情報：洗濯）①



- 「洗濯機の設置台数と容量」は、車両内に設置されている洗濯機ごとに、その容量を入力してください。（3台目までは必須となります。）
- 「乾燥機の設置台数と容量」は、車両内に設置されている乾燥機ごとに、その容量を入力してください。（3台目までは必須となります。）
- 洗濯乾燥機は、洗濯１、乾燥１として記載が可能です。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：洗濯）②

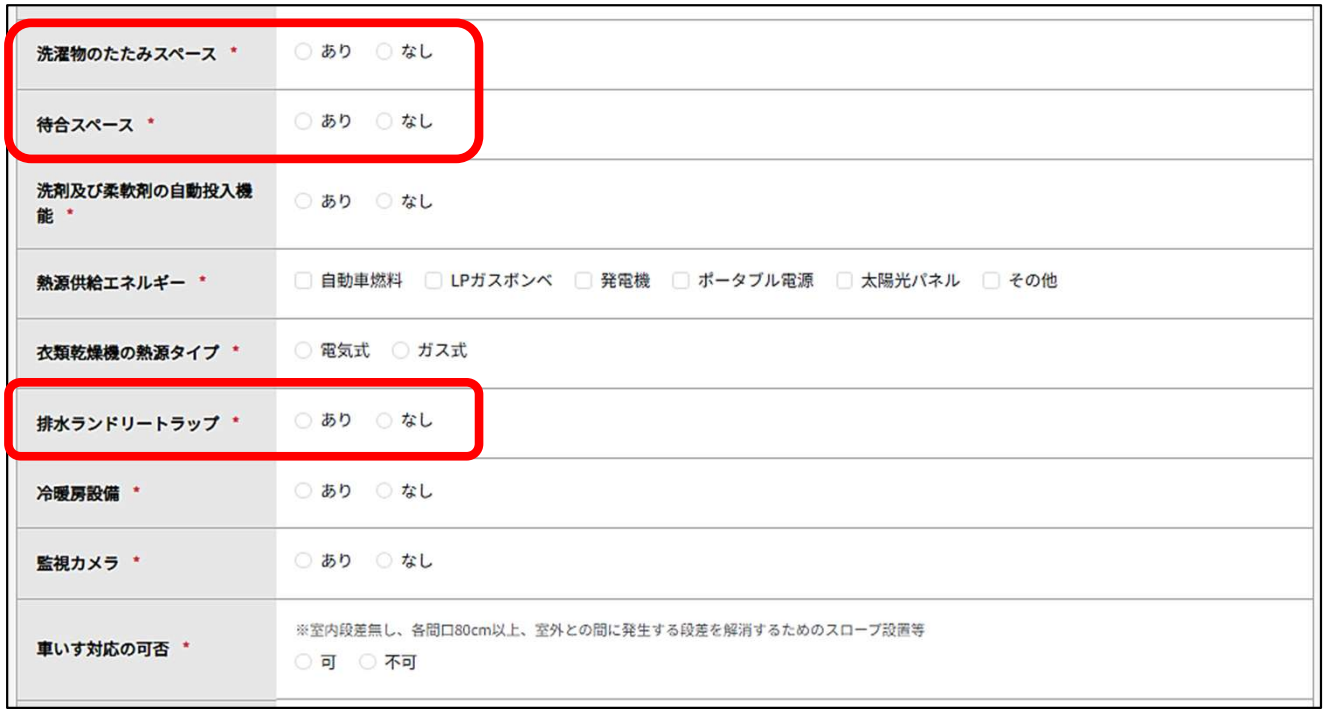

- 「洗濯物のたたみスペース」及び「待合スペース」は、それぞれの機能を兼用できる場合は、それぞれの項目で「あり」を選択して構いません。
- 「排水ランドリートラップ」は、車両に備え付けている場合は「あり」を選択してください。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：洗濯）③



- 「寒冷地対応」は、寒冷地への移動や寒冷地での活動が可能か選択してください。なお、活動可能な場合は、「詳細」にスノータイヤの所持の有無や給排水の凍結防止対策の有無等を入力してください。
- 「車両の管理に必要な人員」は、車両を一定期間使用する上で、車両管理に専門的な知識を持った人員が必要となるか否かを選択してください。
- 専門的なメンテナンスが定期的に必要となるなどの場合には、「管理内容」において、その内容を入力してください。
- 「その他の追加申告欄」は、特記としてお知らせしたいこと、車両のアピールポイント等を自由に入力ください。

災害対応車両の登録申請
（「入浴」用途の入力）

災害対応車両の登録申請（用途別情報：入浴）登録基準・自己申告事項

防災庁

□「登録基準」に記載の各項目は、登録に必須の項目です。申請する車両が各用途の基準を満たしているか、登録申請の前に、必ずご確認ください。

登録基準	○ 入浴又はシャワーのための環境が整備されていること。 ○ 浴槽及びシャワー、又は、シャワーがそれぞれ2つ以上設けられていること（ただし、水循環システムを活用する場合は、この限りでない）。 ○ 脱衣所が設けられていること。 ○ 給湯設備が設けられていること。 ○ 暖房設備が設けられていること。（常時備え付け） ○ 照明設備が設けられていること。（常時備え付け） ○ 換気設備が設けられていること。（常時備え付け） ○ 室内について、バリアフリーに配慮し、可能な限り段差の無い仕様であるほか、手すり等が設けられていること。 【確認手法】 上記基準に適合することについて、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）、車両写真、各種許可書等で確認する
自己申告事項	○ シャワーの設置数（台） ○ 浴槽の設置数（台） ○ 熱源供給エネルギーの別（発電機/ポータブル電源/LPガスボンベ/太陽光パネル/その他） ○ 冷房設備の有無 ○ 寒冷地対応の可否（配管保温の処理/スノータイヤ所持の有無/積雪耐荷重/断熱数値） ○ 車いす対応の可否（室内段差なし、間口80cm以上、室外との間に発生する段差を解消するためのスロープ（勾配1/12以下）の設置が可能である等） ○ 災害対応車両の管理に必要な人員の有無及び管理の具体的内容 ○ 追加申告欄（自由記入） 【確認手法】 上記項目について、申請書、図面（設計図書、竣工図書その他これらに準ずる書面）及び写真、各種認定書等で確認する

災害対応車両の登録申請（用途別情報：入浴）①



- 「シャワーの設置数」及び「浴槽の設置数」は、例えばユニットバスに、シャワーと浴槽がある場合は、シャワー1台、浴槽1台とカウントして入力してください。

- 「寒冷地対応」は、寒冷地への移動や寒冷地での活動が可能か選択してください。なお、活動可能な場合は、「詳細」にスノータイヤの所持の有無や給排水の凍結防止対策の有無等を入力してください。

災害対応車両の登録申請（用途別情報：入浴）②



- 「車両の管理に必要な人員」は、車両を一定期間使用する上で、車両管理に専門的な知識を持った人員が必要となるか否かを選択してください。
- 専門的なメンテナンスが定期的に必要となるなどの場合には、「管理内容」において、その内容を入力してください。
- 「その他の追加申告欄」は、特記すべき事項や車両のアピールポイント等を自由に入力してください。

災害対応車両の登録申請
（下書き（途中保存）・完了）

災害対応車両の登録申請（下書き（途中保存））

防災庁







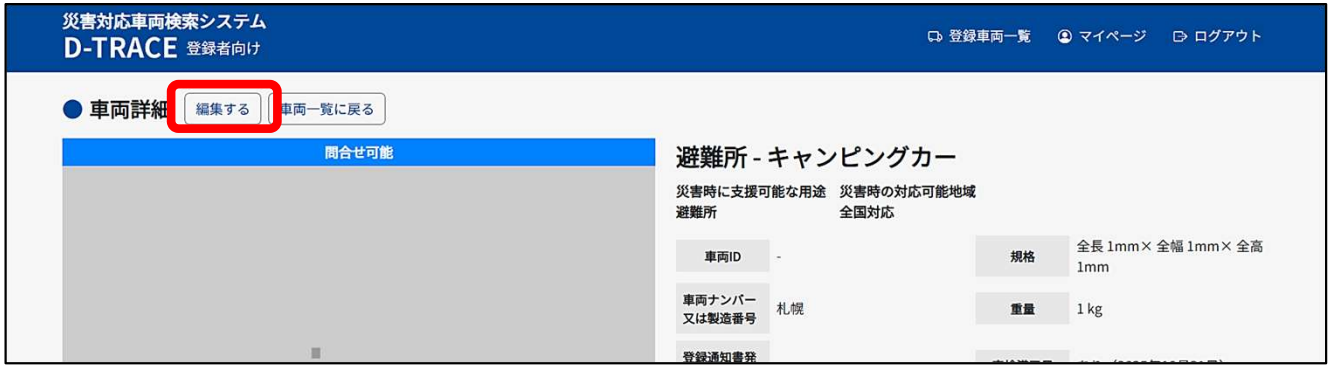

- 入力の途中で保存をする場合は「下書き」をクリックしてください。
- 下書きで保存した場合は、車両一覧の「申請前」に保存がされます。登録申請を再開する場合は、当該車両をクリックしてください。
- クリック後、詳細画面にて「編集」をクリックし、登録申請入力を再開します。

災害対応車両の登録申請（車両の情報：完了）①

防災庁



- 入力をすべて完了したら、「確認する」をクリックしてください。

- 入力内容確認画面にて、内容に間違いがないかを確認してください。



- 入力内容に間違いがない場合は、「申請する」をクリックしてください。

災害対応車両の登録申請（車両の情報：完了）②



- 「申請する」をクリック後、完了画面に移行します。
- 申請完了後、審査完了までの所要時間は、概ね3週間の予定です。
- 審査の過程で、申請内容の確認や修正のお願いをすることがありますので、ご対応をお願いします。

災害対応車両の登録申請（車両の情報：完了）③



- 続けて車両の登録を行う場合は、「マイページに移動」をクリックし、同じ手順で、再度車両の登録をお願いします。

災害対応車両の
複数台一括登録機能

複数台車両の一括登録機能①

防災庁

□ 車両を複数台一括で登録する場合は「車両一括登録」ボタンを押してください。

□ はじめに一括登録用のCSVファイルを作成する必要があるため、「一括登録取込用外部支援ツールをダウンロード」を選択し、支援ツールをダウンロードください。



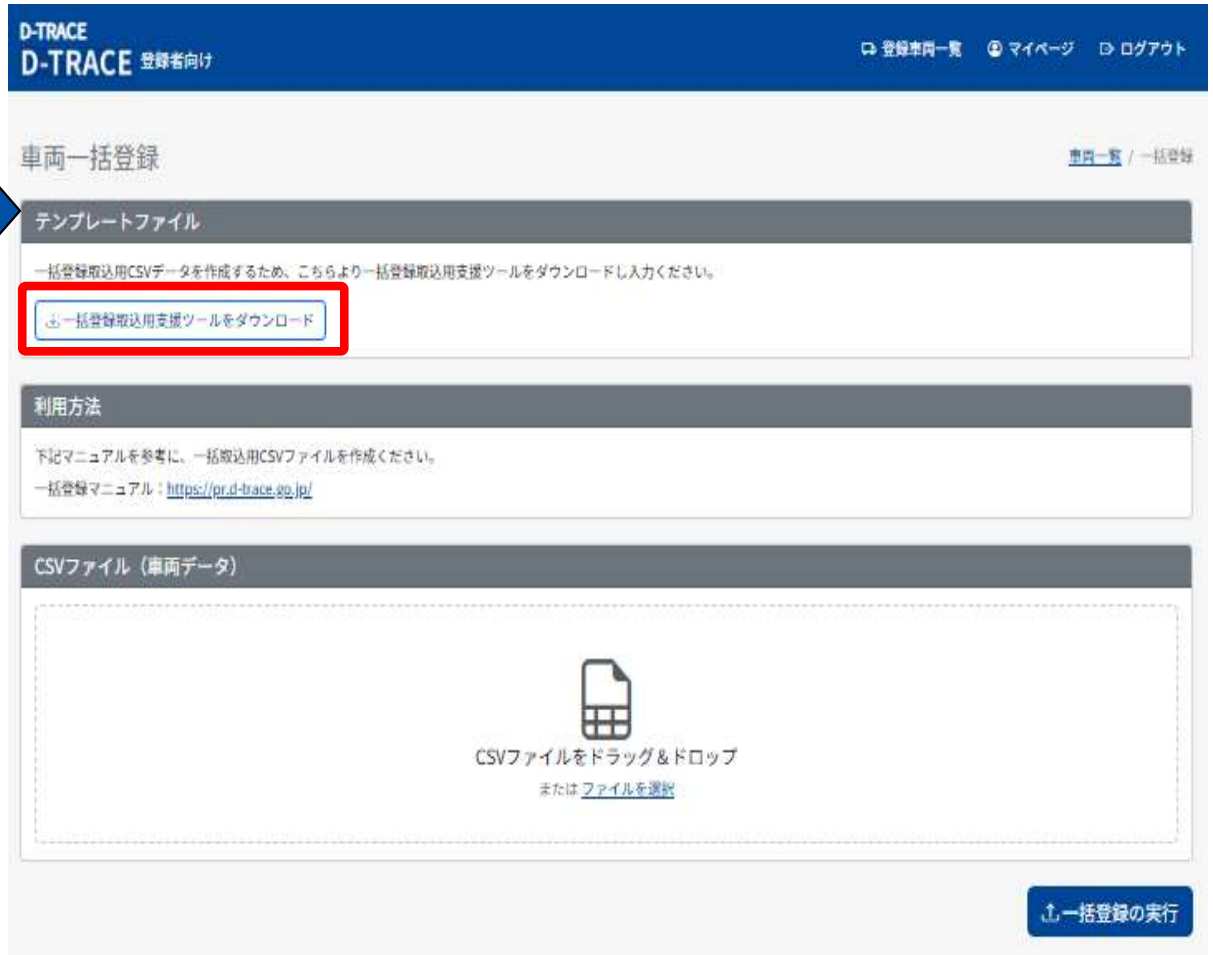

CSV一括登録支援ツール①（はじめに）

防災庁

- 「一括登録取込用支援ツールをダウンロード」を選択すると、CSV一括登録支援ツール画面が開き、複数台の車両情報のCSVファイルを作成することができます。

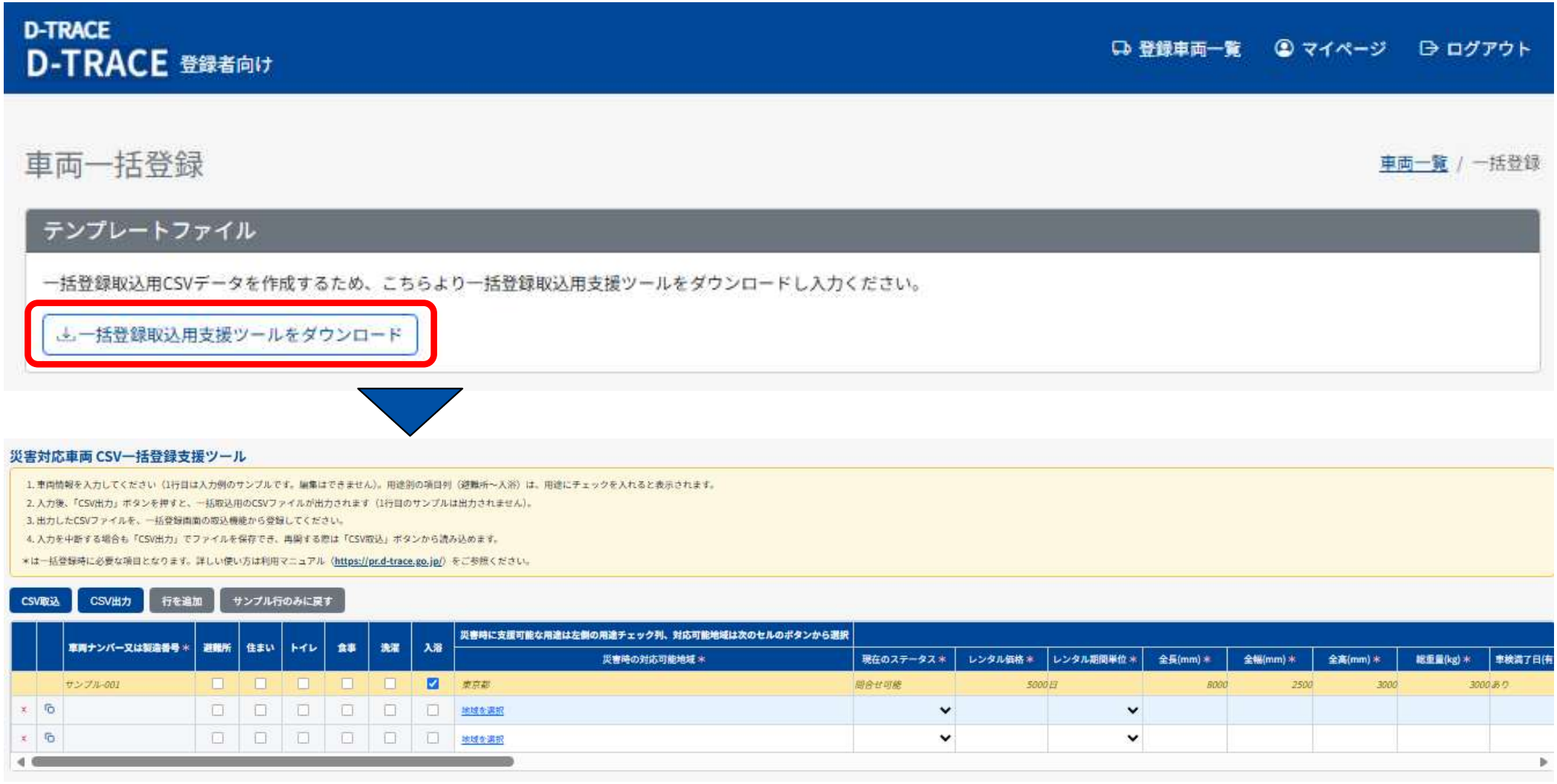

CSV一括登録支援ツール②（起動～行の追加）

防災庁

- ツール内に登録する車両情報を入力してください。1行目はサンプル行のため編集できません。
  各項目の詳細については「災害対応車両の登録申請」のマニュアルをご確認ください。

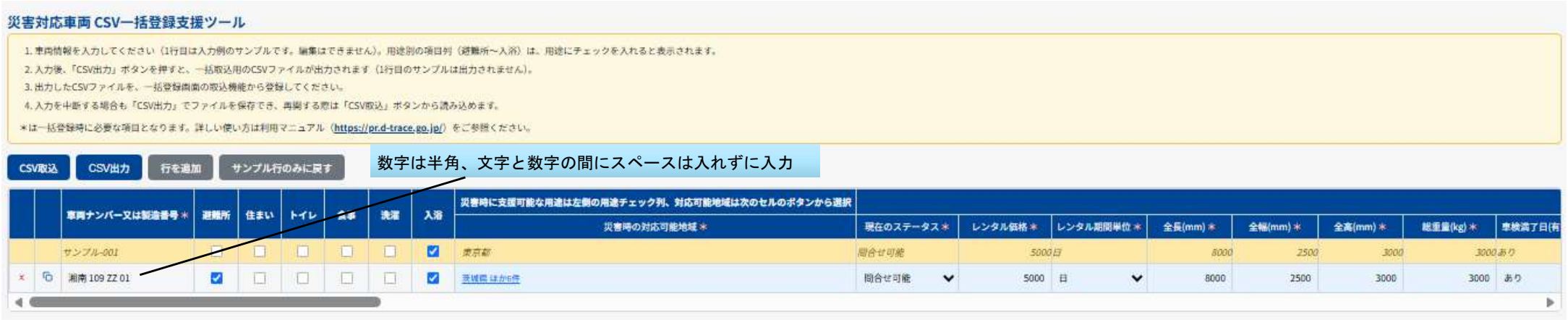

- 車両情報を追加する場合は「行を追加」ボタンを押してください。



CSV一括登録支援ツール③（行の削除）

防災庁

□「サンプル行のみに戻す」ボタンを押すと入力された全行・全項目がクリアされます。



□ 入力行左の「×」ボタンを押すと対象行のみを削除することができます。



CSV一括登録支援ツール④（出力～取込）

防災庁

- 入力後、「CSV出力」ボタンを押すと、一括登録用のCSVファイルが出力されます（1行目のサンプルは出力されません）。



- 入力を中断する場合は「CSV出力」でCSVデータを出力し、PC内で保存ください。再開時は「CSV取込」より先ほど出力したCSVデータを取り込み、入力を再開してください。



複数台車両の一括登録機能②

防災庁

- 一括登録取込用支援ツールから出力したCSVファイルを「CSVファイル（車両データ）」にて取り込み、「一括登録の実行」ボタンを押して登録してください。

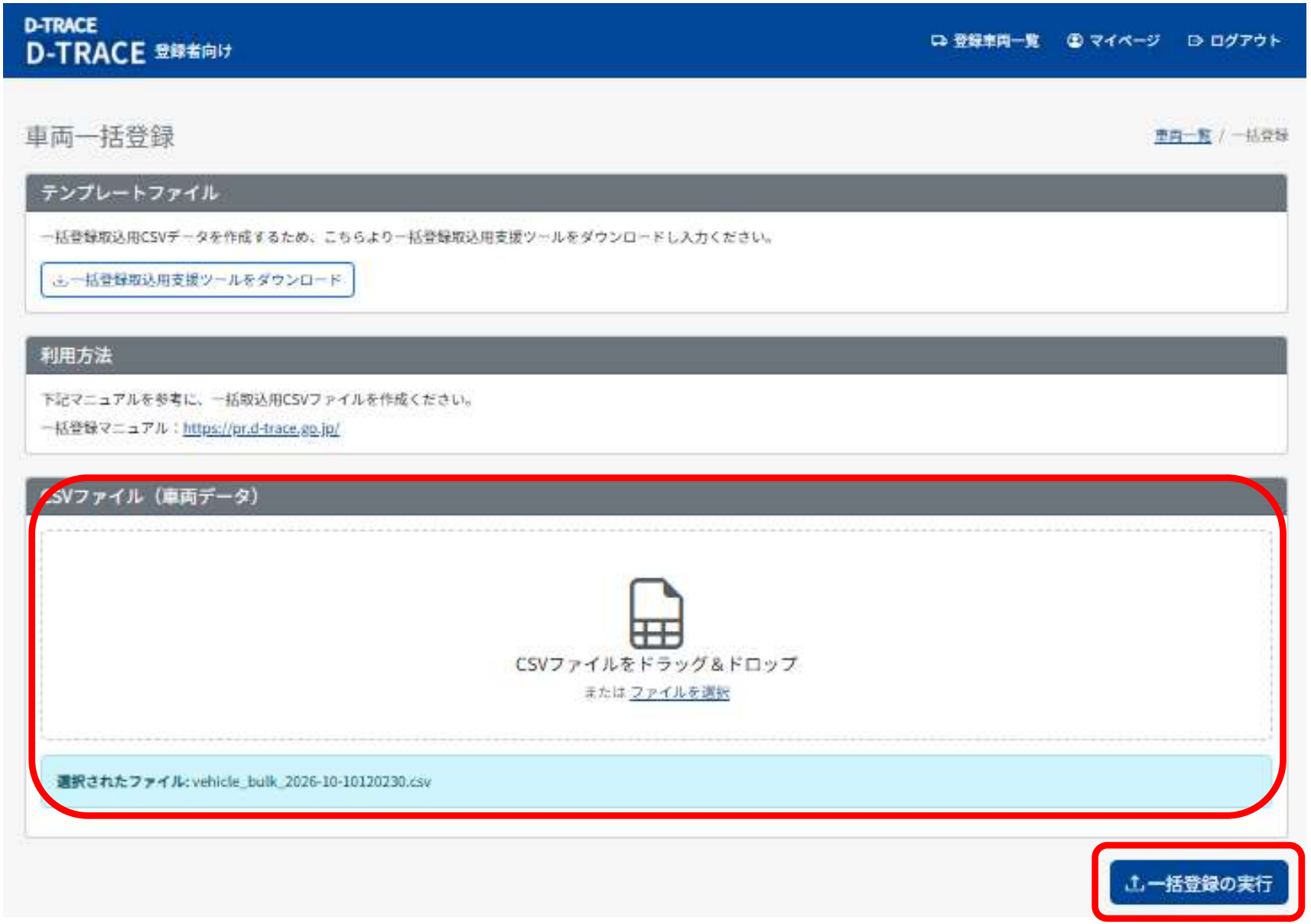

複数台車両の一括登録機能③

防災庁

- 正常に登録されるとメッセージが表示され、一覧に車両情報が追加されます。



- 一覧に戻り、登録した車両を選択してください。



複数台車両の一括登録機能④

防災庁

- 車両画像・車両資料については個別で添付する必要がありますので、添付してください。
  詳細については「災害対応車両の登録申請」のマニュアルをご確認ください。

車両画像の添付

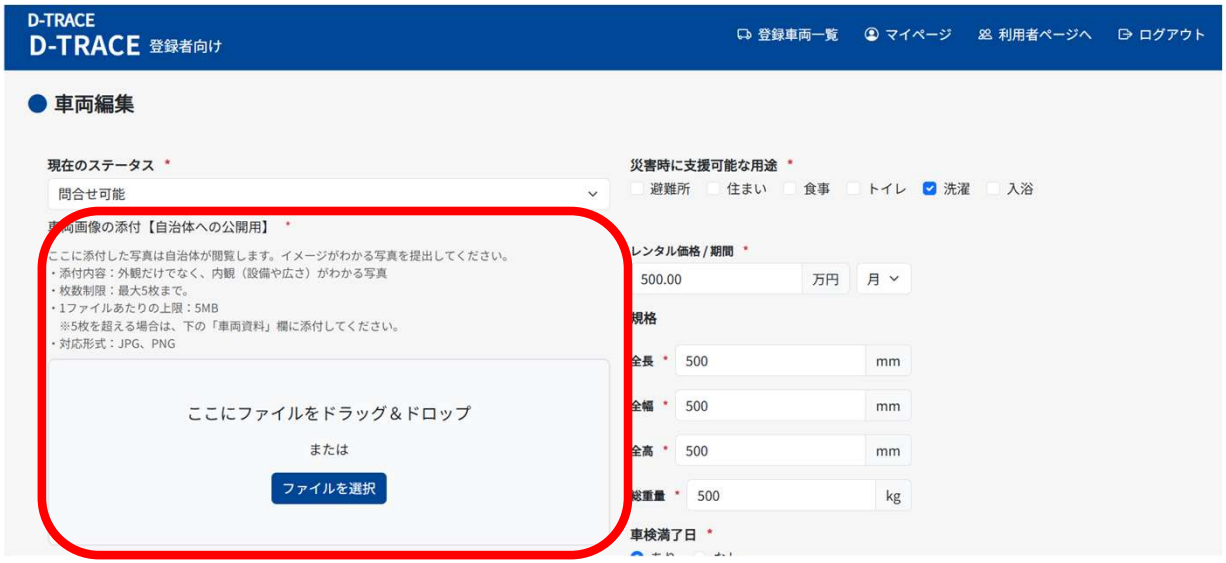

車両資料の添付

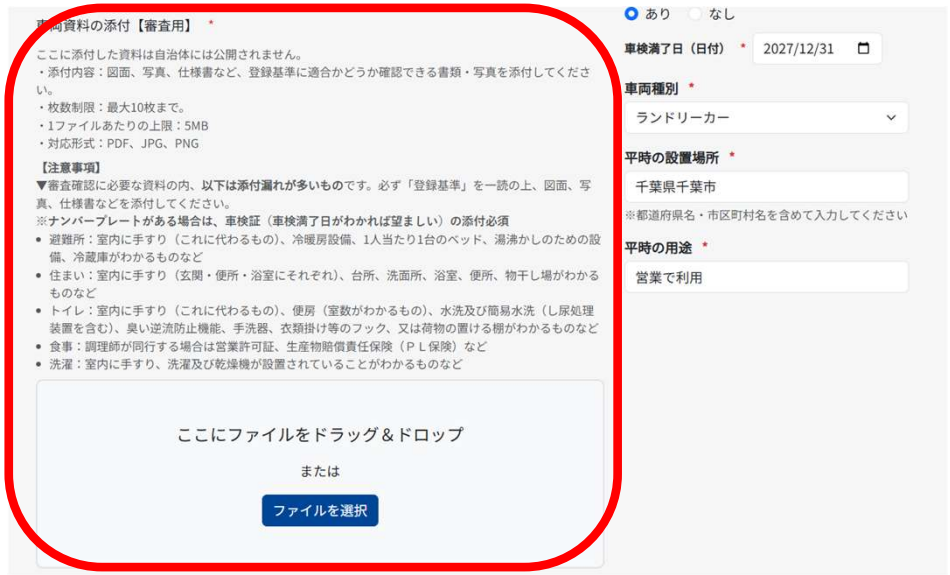

複数台車両の一括登録機能⑤

防災庁



- 入力をすべて完了したら、「確認する」をクリックしてください。
- 入力内容確認画面にて、内容に間違いがないかを確認してください。
- 入力内容に間違いがない場合は、「申請する」をクリックしてください。



複数台車両の一括登録機能⑥



- 「申請する」をクリック後、完了画面に移行します。
- 申請完了後、審査完了までの所要時間は、概ね3週間の予定です。
- 審査の過程で、申請内容の確認や修正のお願いをすることがありますので、ご対応をお願いします。

複数台車両の一括登録機能⑦



- 一括登録をされた全ての車両にて画像等の登録作業が必要になりますので、「マイページに移動」をクリックし同じ手順で再度車両の登録をお願いします。

登録の審査に伴う修正依頼の対応
（車両の所有者情報）

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の所有者情報）①

防災庁



- 登録申請を行った所有者情報について、審査団体から修正依頼をさせていただくことがあります。
- 修正依頼は、メール及びD-TRACE内のマイページで通知されます。
- 修正を開始する場合は、「変更の届出」をクリックしてください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の所有者情報）②



- 通知内容に従い訂正を行ってください。
- 修正後は、「確認する」をクリックしてください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の所有者情報）③





- 「確認する」をクリック後、確認画面に移行します。
- 内容に不備が無ければ、右下の「変更の届出を申請する」をクリックしてください。
- 内容を修正したい場合は左下の、「入力画面に戻る」をクリックしてください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の所有者情報）④

防災庁



- 完了画面が表示されます。
- 審査団体へ届出が送信されましたので、引き続き審査団体または内閣府からのご連絡をお待ちください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応
（車両の情報）

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の情報）①



- 登録申請を行った車両情報について、審査団体から修正依頼をさせていただくことがあります。
- 修正依頼は、メール及びD-TRACE内のマイページで通知されます。
- 審査による指摘事項が発生した車両は、「登録車両一覧」から確認できます。
- 対象車両を確認し、当該車両の詳細ページに進みます。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の情報）②

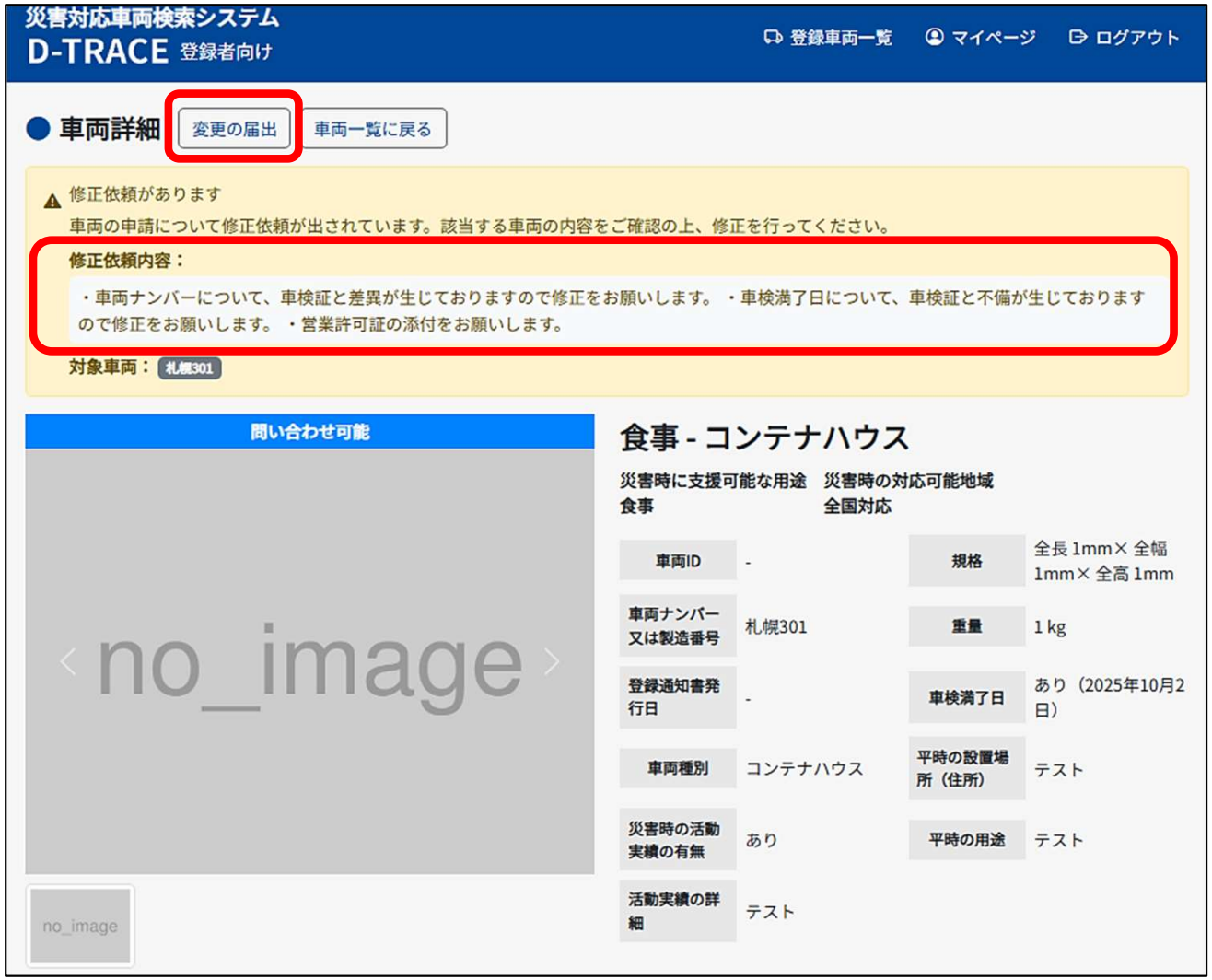

- 修正を開始する場合は、「変更の届出」をクリックしてください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の情報）③





- 通知内容に従い訂正を行ってください。
- 修正後は、「確認する」をクリックしてください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の情報）④



- 「確認する」をクリック後、確認画面に移行します。
- 修正内容に不備が無ければ、「確認する」をクリックしてください。
- 修正内容に不備がある場合は、「修正する」をクリックしてください。

登録の審査に伴う修正依頼の対応（車両の情報）⑤



- 完了画面が表示されます。
- 審査団体へ届出が送信されましたので、引き続き審査団体または内閣府からの連絡をお待ちください。

登録通知書のダウンロード
（車両の登録通知書）

登録通知書のダウンロード（車両の登録通知書）



- 車両の登録審査において適合とされた場合、車両の所有者（登録いただいた担当者のメールアドレス）へ、お知らせのメールを送付します。
- メール到達以後、車両詳細画面から、登録通知書を確認できます。
- 「登録通知書を表示」をクリックし、ダウンロードすることができます。

定期確認
（災害対応車両の所有者・調整法人）

定期確認（はじめに）①

防災庁

〇災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）（抄）

第7条第9項
　前各項に定めるもののほか、登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、毎年四月末日及び十月末日時点で、災害対応車両登録簿の記載内容を確認するものとする。

〇災害救助事務取扱要領（令和7年7月）
第7 災害対応車両登録制度に関する事項

8 登録事項に変更等があった場合の手続き【登録規程第7条関係】
(3)データベースの定期的な確認（毎年4月末日時点/10月末日時点）
　登録事項に変更が生じた際は、その都度、データベースを変更（更新）することとなるが、登録事項に変更が生じてない場合であっても、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、データベースの記載情報が最新のものであることを定期的に確認し、発災時に、被災自治体が、混乱なく災害対応車両の提供を要請できる環境を平時から整えておく必要がある。
　このため、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、年2回、具体的には、毎年4月末日及び10月末日時点で、データベースの記載内容を確認する。
　災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人が期日までに確認行為を行わない場合は、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人に対し、アラート（注意喚起）を発信する。

定期確認（車両の所有者・調整法人）②

防災庁

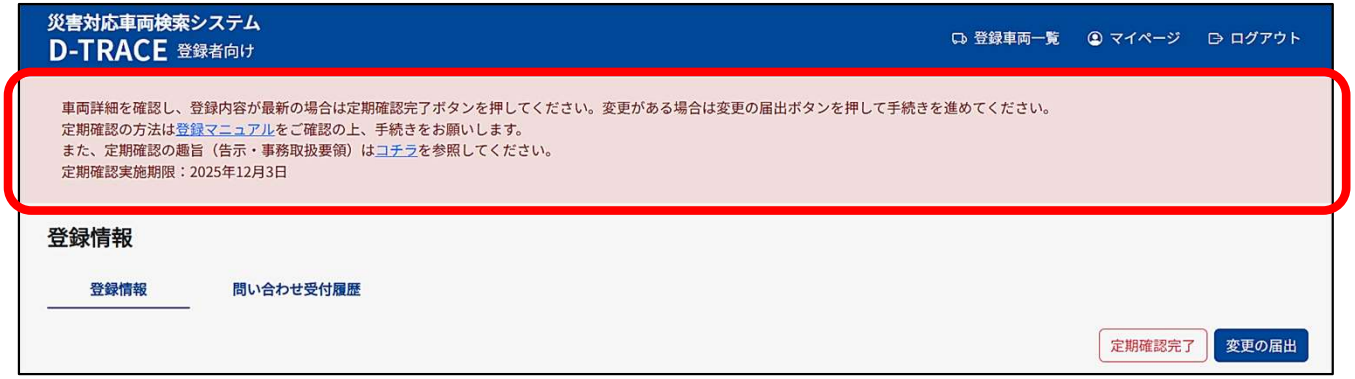

- 登録されている所有者または調整法人の情報については、毎年4月及び10月に定期確認が必要となります。
- 定期確認の4月及び10月の時期を迎えると、マイページにお知らせ通知が表示されます。
- 定期確認は、登録されている情報を最新の状態に保つことで、利用者（自治体等）が、登録されている誤った情報を基に問い合わせや支援要請を行ってしまうことを避けるために、非常に重要です。

定期確認（車両の所有者・調整法人）③

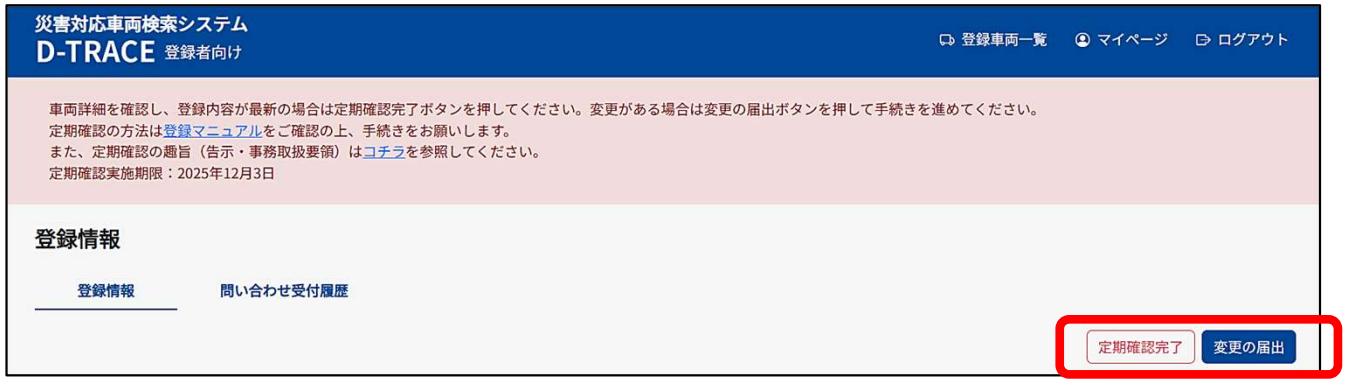

- 登録情報に誤りや変更がないか、よくご確認いただき、情報が正しい場合は「定期確認完了」をクリックしてください。
- 登録情報に誤りや変更がある場合は、「変更の届出」をクリックし、正しい情報を入力してください。
- 完了後に「定期確認完了」をクリックしてください。

定期確認（車両の情報）④

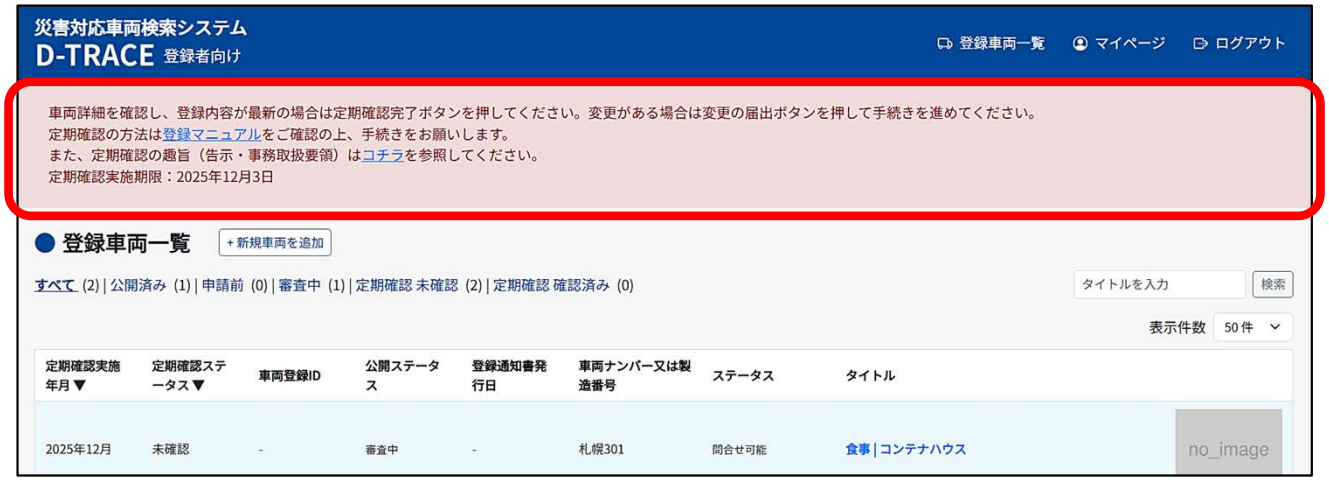

- 登録されている車両の情報については、毎年4月及び10月に定期確認が必要となります。
- 定期確認の4月及び10月の時期を迎えると、マイページにお知らせ通知が表示されます。
- 定期確認は、登録されている情報を最新の状態に保つことで、利用者（自治体等）が、登録されている誤った情報を基に問い合わせや支援要請を行ってしまうことを避けるために、非常に重要です。

定期確認（車両の情報）⑤

防災庁





- 登録車両一覧から、ステータスが「定期確認　未確認」の車両を選択してください。
- 該当車両を選択し、車両詳細の情報に誤りや変更がないか、よくご確認いただき、情報が正しい場合は「定期確認完了」をクリックしてください。
- 車両詳細の情報に誤りや変更がある場合は、「変更の届出」をクリックし、正しい情報を入力してください。
- 完了後に「定期確認完了」をクリックしてください。
- なお、複数台車両を登録の方は、すべての車両において、定期確認が必要となります。

５年更新
（災害対応車両の所有者・調整法人）

５年更新

防災庁

〇災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）（抄）

第3条第3項
前二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

〇災害救助事務取扱要領（令和7年7月）
第7 災害対応車両登録制度に関する事項

5 登録申請手続き【登録規程第３条、第４条、第５条関係】
（1）災害対応車両に係る登録を受ける場合
⑦登録の有効期限
登録は、５年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

５年更新（車両の所有者・調整法人）①

防災庁

- 以下の期日になりますと期限通知メールが送信されますので、メールの内容をご確認のうえ、5年更新の手続きを実施してください。
  通知日：3か月前、2か月前、1か月前、1週間前、3日前、当日



【内閣府 災害対応車両登録制度】５年更新のご対応のお願い（更新期限の1か月前）

差出人："D-TRACE"<no-reply@nic-dtrace.com>
宛先：[redacted]
CC：
日時：2026/10/07 11:59

[redacted] 様

平素より防災施策へ御理解・御協力を賜りましてありがとうございます。
標記の件、５年更新の対象となっている登録情報がございます。

当制度では登録の有効期限を５年間と定めているため、登録日より５年が経過するまでに更新作業を行っていただく必要がございます。
URLのマニュアル（５年更新マニュアル）をご参照の上、手続きを行っていただきますようお願いします。

対象：
湘南 107[redacted]
更新期限：11月7日（更新期限まで残り31日）

災害対応車両検索システム（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）ログインＵＲＬ：https://nic-dtrace.com/login

ご不明点がございましたら、内閣府災害対応車両登録制度の担当窓口まで、ご連絡いただきますようお願いします。

※本メールは送信専用のアドレスから配信されています。
誠に勝手ながら、本メールにご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。
ご返信をいただく場合は、以下に記載のE-mailアドレスにご返信いただけますようお願いします。

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
災害対応車両登録制度　担当窓口
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL（代表）：03-5253-2111
TEL（直通）：03-3503-5691
E-mail：naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

５年更新（車両の所有者・調整法人）②

防災庁

□ 所有者・調整法人のマイページにある「５年更新手続き」ボタンをクリックしてください。



５年更新（車両の所有者・調整法人）③

防災庁

- 車両編集画面に車両の最新情報を入力し、「確認する」ボタンをクリックしてください。
- 申請内容の確認がありますので、問題がなければ「申請する」をクリックしてください。
- 審査中は登録情報を変更することはできません。審査完了後、メールにて通知がされます。





５年更新
（車両の情報）

５年更新（車両）①

防災庁

- 以下の期日になりますと期限通知メールが送信されますので、メールの内容をご確認のうえ、5年更新の手続きを実施してください。
  通知日：3か月前、2か月前、1か月前、1週間前、3日前、当日

【内閣府 災害対応車両登録制度】５年更新のご対応のお願い（更新期限の1か月前）

差出人："D-TRACE"<no-reply@nic-dtrace.com>
宛先：[redacted]
CC：
日時：2026/10/07 11:59

[redacted] 様

平素より防災施策へ御理解・御協力を賜りましてありがとうございます。
標記の件、５年更新の対象となっている登録情報がございます。

当制度では登録の有効期限を５年間と定めているため、登録日より５年が経過するまでに更新作業を行っていただく必要がございます。
URLのマニュアル（５年更新マニュアル）をご参照の上、手続きを行っていただきますようお願いします。

対象：
湘南 107[redacted]
更新期限：11月7日（更新期限まで残り31日）

災害対応車両検索システム（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）ログインＵＲＬ：https://nic-dtrace.com/login

ご不明点がございましたら、内閣府災害対応車両登録制度の担当窓口まで、ご連絡いただきますようお願いします。

※本メールは送信専用のアドレスから配信されています。
誠に勝手ながら、本メールにご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。
ご返信をいただく場合は、以下に記載のE-mailアドレスにご返信いただけますようお願いします。

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
災害対応車両登録制度　担当窓口
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL（代表）：03-5253-2111
TEL（直通）：03-3503-5691
E-mail：naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

５年更新（車両）②

防災庁

- 登録車両一覧から対象車両を選択し、車両詳細画面の「５年更新手続き」ボタンをクリックしてください。



５年更新（車両）③

防災庁

□ 車両編集画面に車両の最新情報を入力し、「確認する」ボタンをクリックしてください。



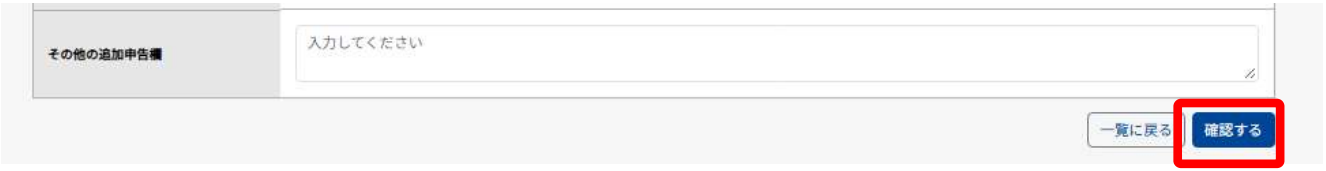

５年更新（車両）④

防災庁

- 申請内容の確認がありますので、問題がなければ「申請する」をクリックしてください。
- 審査中は登録情報を変更することはできません。審査完了後、メールにて通知がされます。







変更の届出
（車両の所有者情報）

変更の届出（所有者の情報）①



- 登録されている所有者の情報を修正したい場合は、「変更の届出」が必要となります。
- 修正を行う場合は、マイページの登録情報の「変更の届出」をクリックしてください。

変更の届出（所有者の情報）②



- 修正後は、「確認する」をクリックしてください。

変更の届出（所有者の情報）③



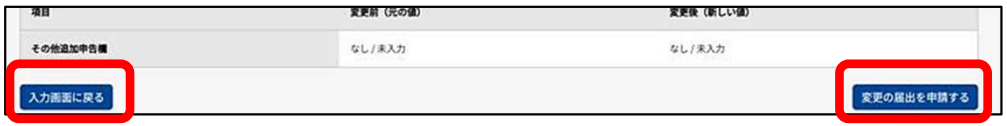

- 「確認する」をクリック後、確認画面に移行します。
- 内容に不備が無ければ、「変更の届出を申請する」をクリックしてください。
- 内容を修正したい場合は、「入力画面に戻る」をクリックしてください。

変更の届出（所有者の情報）④



- 完了画面が表示されます。
- 修正した項目により、「即時反映可能な項目」と「内閣府審査対象項目」に振り分けられます。
- 「即時反映可能な項目」を変更した場合は、手続き完了です。
- 「内閣府審査対象項目」を修正した場合は、変更の届出が送信されましたので、審査団体または内閣府からの連絡をお待ちください。

変更の届出
（車両の情報）

変更の届出（車両の情報）①

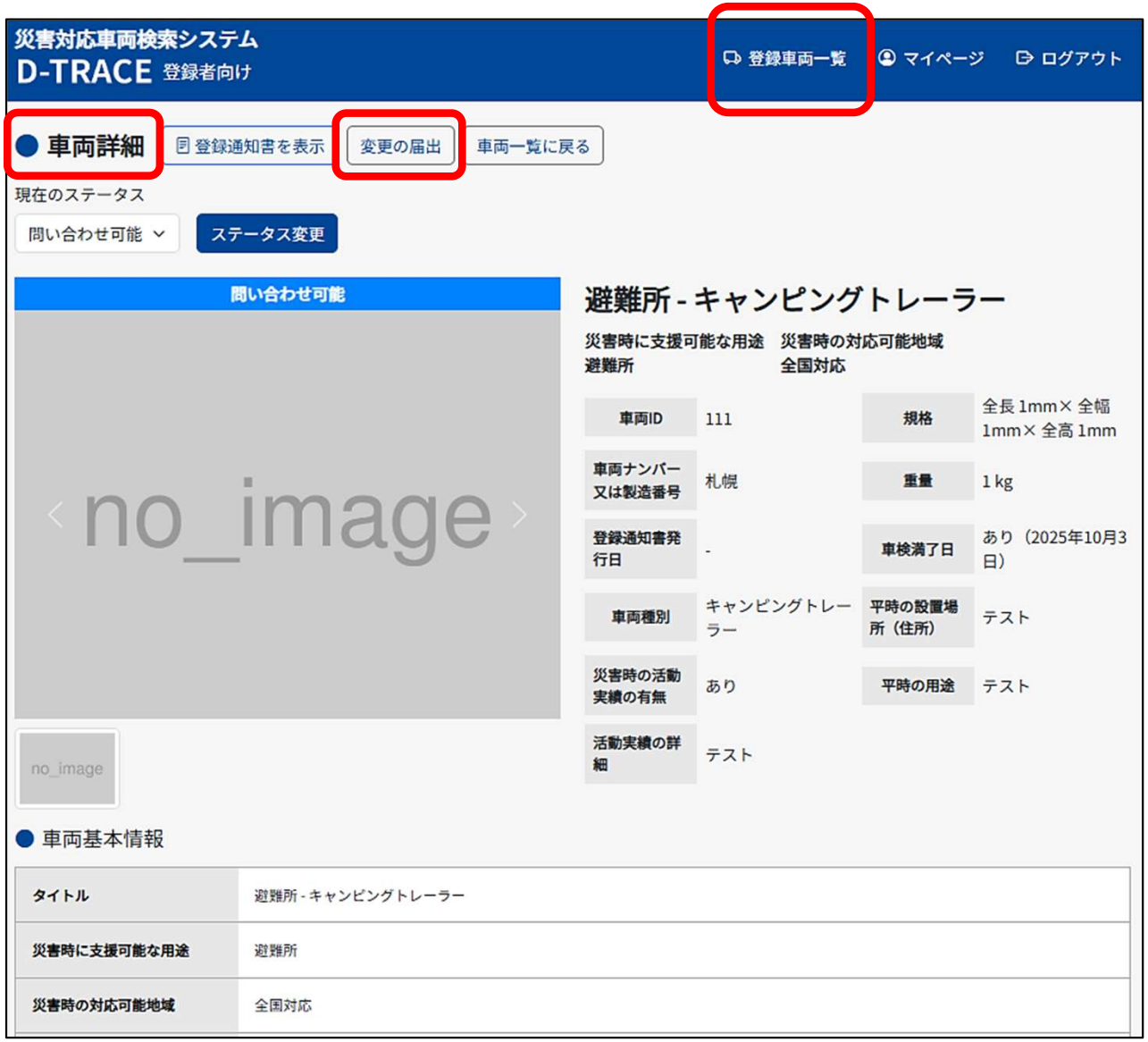

- 登録されている車両の情報を修正したい場合は、「登録車両一覧」から、「変更の届出」が必要となります。
- 修正を行う場合は、車両詳細ページの「変更の届出」をクリックしてください。

変更の届出（車両の情報）②





- 修正後は、「確認する」をクリックしてください。

変更の届出（車両の情報）③



- 「確認する」をクリック後、確認画面に移行します。
- 修正内容に不備が無ければ、「申請する」をクリックしてください。
- 修正内容に不備がある場合は、「修正する」をクリックしてください。

変更の届出（車両の情報）④



- 完了画面が表示され、手続きは完了となります。
- 修正した内容は即時、反映されます。

届出の審査に伴う修正依頼の対応
（車両の所有者情報）

届出の審査に伴う修正依頼の対応（所有者の情報）①



- 登録審査を行った所有者情報について、審査団体から修正依頼をさせていただくことがあります。
- 修正依頼は、メール及びD-TRACE内のマイページで通知されます。
- 修正を開始する場合は、「変更の届出」をクリックしてください。

届出の審査に伴う修正依頼の対応（所有者の情報）②



- 通知内容に従い訂正を行ってください。
- 修正後は、「確認する」をクリックしてください。

届出の審査に伴う修正依頼の対応（所有者の情報）③



- 「確認する」をクリック後、確認画面に移行します。
- 修正内容に不備が無ければ、「変更の届出を申請する」をクリックしてください。
- 修正内容に不備がある場合は、「入力画面に戻る」をクリックしてください。

届出の審査に伴う修正依頼の対応（所有者の情報）④

防災庁



- 完了画面が表示されます。
- 審査団体へ「変更の届出」が送信されましたので、引き続き審査団体または内閣府からの連絡をお待ちください。

廃止の届出
（車両の情報）

廃止の届出（車両の情報）①





- 登録車両一覧から廃止の届出を申請する車両を選択してください。
- 車両詳細画面にある「廃止の届出」ボタンをクリックしてください。

廃止の届出（車両の情報）②





- 廃止の理由を入力し、「確定」をクリックしてください。
- 申請の確認がありますので、問題がなければ「確認」をクリックしてください。
- 審査中は登録情報を変更することはできません。審査完了後、メールにて通知がされます。

自治体等からの
問い合わせ対応方法
（車両の所有者・調整法人の方）

問い合わせ対応方法（車両の所有者・調整法人の方）①



- 利用者（自治体等）から問い合わせを受けると、登録されているメールアドレスに「noreply@d-trace.go.jp」からメールが届きます。
- また、マイページの「問い合わせ受付履歴」に問い合わせが一覧として表示されます。
- 一覧から該当する問い合わせをクリックしてください。

問い合わせ対応方法（車両の所有者・調整法人の方）②



- 問い合わせ内容を確認し、記載されている担当者へ連絡をお願いします。
- 連絡方法は記載されている「電話番号」「メールアドレス」どちらでも構いません。

問い合わせ対応方法（車両の所有者・調整法人の方）③



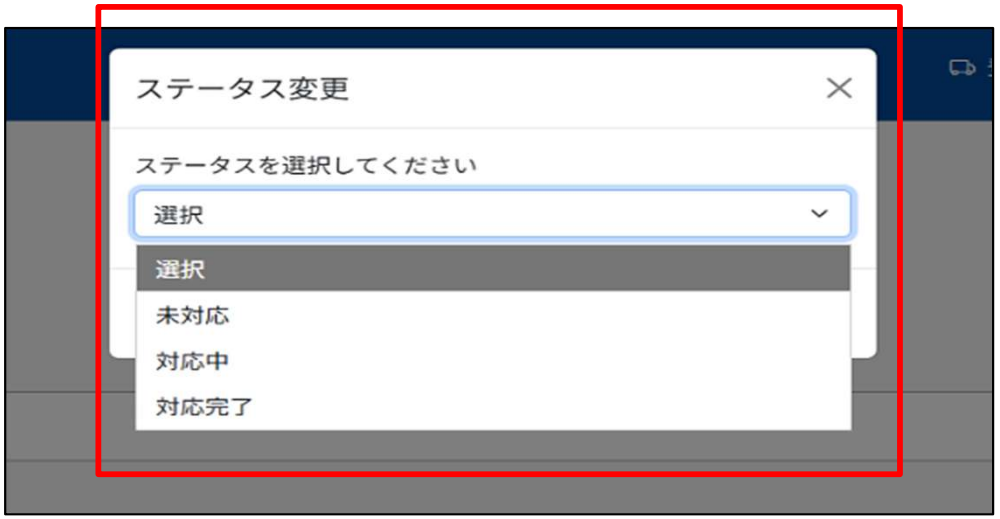

- 自治体からの問い合わせへの対応状況について、「問い合わせステータス」で分かるようにしています。
- 問い合わせ対応の状況について、「ステータス変更」をクリックし、ステータスの変更をお願いします。
- 最新情報を把握するため、問い合わせへの対応状況については、随時更新のご協力をお願いします。

【ステータス一覧】
・未対応
　→まだ対応していない状態
・対応中
　→自治体とやり取り中の状態
・対応完了
　→災害対応もしくは平時の活動を再開する状態

問い合わせ対応方法（車両の所有者・調整法人の方）④







- 登録された車両が派遣要請に対応できる状態であるか「現在のステータス」で分かるようにしています。
- 車両「詳細」画面から、「現在のステータス」の変更をお願いします。
- 「現在のステータス」は、自治体側も閲覧でき、問い合わせの判断をする上で重要な項目の一つとなります。
- 問合せへの対応が出来ない場合や、災害対応を終え、平時の活動を再開するときは、都度変更する必要があります。

【ステータス一覧】
・問合せ可能
　→自治体から問い合わせ受付可能な状態
・問合せ受付中
　→自治体から問い合わせ受付中の状態
・問合せ対応不可
　→災害対応が出来ない状態
・災害対応中
　→災害対応している状態



防災庁

ともに考え、ともに備え、ともに守る。